

令和 8 年第 2 回定例会

神津島村議会会議録

令和 8 年 6 月 11 日 開会

令和 8 年 6 月 11 日 閉会

神津島村議会

令和8年第2回神津島村議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3

第 1 号 （6月11日）

議事日程	5
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
事務局職員出席者	6
開会及び開議の宣告	7
会議録署名議員の指名について	7
会期の決定について	7
諸般の報告	8
一般質問	16
中 村 親 夫 君	16
鈴 木 佑 典 君	26
同意第2号の上程、説明、討論、採決	30
承認第2号の上程、説明、質疑、採決	33
承認第3号の上程、説明、質疑、採決	36
議案第23号の上程、説明、質疑、採決	39
議案第24号～議案第28号の上程、説明、質疑、採決	41
議案第29号の上程、説明、質疑、採決	48
議案第30号の上程、説明、質疑、採決	49
議案第31号の上程、説明、質疑、採決	51
議案第32号の上程、説明、質疑、採決	55
議案第33号の上程、説明、質疑、採決	57
議案第34号の上程、説明、質疑、採決	68
議案第35号の上程、説明、質疑、採決	69

行政報告に対する質疑	6 9
村長挨拶	7 3
閉議及び閉会の宣告	7 4
署名議員	7 5
議案等審議結果一覧	7 7

令和 8 年神津島村議会第 2 回定例会を、次のように招集する旨の告示をしたので通知します。

令和 8 年 6 月 5 日

神津島村長 前 田 弘

記

1 日 時 令和 8 年 6 月 1 1 日 午前 9 時 3 0 分

2 場 所 神津島村役場 2 階会議室

3 議 件

- 1 同意第 2 号 神津島村農業委員会委員の任命について
- 2 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（神津島村税条例の一部を改正する条例）
- 3 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（神津島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 4 議案第 2 3 号 神津島村手数料条例の一部を改正する条例
- 5 議案第 2 4 号 神津島村公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例
- 6 議案第 2 5 号 神津島村高齢者生活支援ハウス設置及び管理等に関する条例
- 7 議案第 2 6 号 神津島村地域活動支援センター設置及び管理等に関する条例
- 8 議案第 2 7 号 神津島村生きがい健康センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 2 8 号 神津島村老人福祉館設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 1 0 議案第 2 9 号 神津島村介護保険条例の一部を改正する条例
- 1 1 議案第 3 0 号 職員住宅建築工事請負契約
- 1 2 議案第 3 1 号 温泉 6 号井新規掘削工事請負契約
- 1 3 議案第 3 2 号 霊柩車購入契約

- 1 4 議案第 3 3 号 令和 8 年度東京都神津島村一般会計補正予算（第 1 号）
- 1 5 議案第 3 4 号 令和 8 年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 1 6 議案第 3 5 号 令和 8 年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○応招・不応招議員

応招議員（８名）

１番 小 林 正吾郎 君

３番 清 水 勉 君

５番 関 真 樹 君

７番 鈴 木 国 忠 君

２番 清 水 勝 彦 君

４番 鈴 木 佑 典 君

６番 中 村 親 夫 君

８番 石 田 隆美智 君

不応招議員（なし）

令和 8 年 6 月 1 1 日

(第 1 号)

令和 8 年第 2 回神津島村議会定例会会議録

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 8 年 6 月 1 1 日（木曜日）午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸報告 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 同意第 2 号 神津島村農業委員会委員の任命について
- 第 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 議案第 2 3 号 神津島村手数料条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 2 4 号 神津島村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- 第 1 0 議案第 2 5 号 神津島村高齢者生活支援ハウス設置及び管理等に関する条例
- 第 1 1 議案第 2 6 号 神津島村地域活動支援センター設置及び管理等に関する条例
- 第 1 2 議案第 2 7 号 神津島村生きがい健康センター設置及び管理等に関する条例の一部
を改正する条例
- 第 1 3 議案第 2 8 号 神津島村老人福祉館設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 議案第 2 9 号 神津島村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 1 5 議案第 3 0 号 職員住宅建築工事請負契約
- 第 1 6 議案第 3 1 号 温泉 6 号井新規掘削工事請負契約
- 第 1 7 議案第 3 2 号 霊柩車購入契約
- 第 1 8 議案第 3 3 号 令和 8 年度東京都神津島村一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 9 議案第 3 4 号 令和 8 年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算（第 1
号）
- 第 2 0 議案第 3 5 号 令和 8 年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算（第 1
号）

出席議員（８名）

１番 小 林 正吾郎 君
３番 清 水 勉 君
５番 関 真 樹 君
７番 鈴 木 国 忠 君

２番 清 水 勝 彦 君
４番 鈴 木 佑 典 君
６番 中 村 親 夫 君
８番 石 田 隆美智 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	前 田 弘 君	副 村 長	桜 井 隆 明 君
教 育 長	清 水 一 正 君	総 務 課 長 (情報通信課長兼務)	鈴 木 敦 君
企画財政課長	高 橋 寛 規 君	福 祉 課 長 (保育園園長兼務)	田 島 孝 二 君
産業観光課長	高 橋 基 樹 君	建 設 課 長	鈴 木 文 憲 君
保健医療課長	渡 辺 匡 哉 君	環 境 衛 生 課 長	浜 川 浩 一 君
教 育 課 長	佐 野 弘 明 君	空 港 消 防 所 長	清 水 豊 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 土 谷 文 康 君

傍聴人（１名）

丸 山 幸 雄 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（石田隆美智君） おはようございます。

ただいまから令和８年第２回定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 ９時３０分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（石田隆美智君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録署名議員は、５番、関 真樹君、６番、中村親夫君を指名します。よろしくお願ひします。

◎会期の決定について

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議いただいております。

ここで議会運営委員会報告を鈴木委員長に求めます。

委員長、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君） 議会運営委員会からの報告をいたします。

去る６月５日金曜日午前９時３０分より、議長と事務局の同席を得て委員会を開会しました。

本定例会には、同意案件１件、専決処分の承認２件、条例の制定３件、条例の改正４件、契約案件３件、令和８年度補正予算３件の１６案件が上程されております。また、一般質問は２名の提出者があり、受理されております。

以上について協議し、今会期日程については本日から６月３０日までの２０日間とし、会期中の日程についてはお手元に配付いたしました議事日程のとおりです。

また、一般から、ｍＲＮＡワクチン接種事業中止の意見書提出を求める陳情と、公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情の提出がありましたが、内容を十分に精査した上で審議することとし、今回は議長預かりとなりました。

以上、議会運営委員会報告を終わります。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

お諮りします。

会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月30日までの20日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月30日までの20日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第3、諸報告を行います。

1として令和8年第1回定例会会議録署名報告を2番、清水勝彦君に求めます。

2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 令和8年第1回定例会会議録署名報告をいたします。

5月1日、石田議長、清水 勉議員、鈴木佑典議員と私とで会議録152ページを閲覧し、慎重に精査した結果、誤字脱字20か所の訂正を行い、あとは正確と認め署名いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

続きまして、2として、東京都町村議会議員講演会報告を1番、小林正吾郎君に求めます。

1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 5月7日、アジュール竹芝において東京都町村議会議員講演会が開催されました。講師、跡見学園女子大学観光コミュニティ学部まちづくり学科教授鍵屋一氏による議会の災害対応とBCPについて報告いたします。

BCP、事業継続計画とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

議会のBCPとしては、地震や台風などの大規模災害が発生した場合でも、議会活動を止めることなく業務を継続するとともに、議会として二元代表制の趣旨にのっとり、議事、議決機関、住民代表機関として住民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害対策活動ができるよう、平時とは異なる体制、運営等を定めておく必要があります。

災害時の議員の行動指針として、自らが被災しないよう準備する、地域での支援活動、情報の収集と地域への情報提供、情報を議会に集約し災害対策本部へ提供、地域と議会、執行

機関との橋渡しなどが挙げられていました。

また、平時の議会においては、防災担当以外の部局へ災害対応の質問をすることで、役場全体の防災力を高めることにつなげる、議会は危機管理を活動の柱の一つに据え、長期的な視点から行政の防災対策を提案していくべきであるとおっしゃっていました。

神津島村議会では、大規模災害発生時に議会災害対策会議を設置するために、議会災害マニュアル策定の準備をしています。早期に策定できるよう努めてまいります。

以上、報告を終わります。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

続きまして、3として議長報告を行います。

3月、令和8年第1回定例会以後の報告をいたします。

3月7日、神津中学校音楽発表会があり、出席しております。

13日、漁業協同組合の総会があり、出席しております。

18日、神津中学校卒業式があり、出席しております。

24日、神津小学校卒業式に出席しております。

27から29で、戸田・蕨・川口3市青少年の船が来島され、対応しております。

30日、令和8年第1回定例会は再開し、同日閉会をしております。

4月1日、消防団幹部辞令交付があり、出席しております。

6日、神津小学校・中学校・高校の入学式があり、出席しております。

15日、阿波命神社例大祭があり、出席しております。

5月1日、議会だより編集委員会が開催され、出席しております。

同日、令和8年第1回定例会会議録署名を行っております。

4日から5日、長野県佐久市バルーンフェスティバル及び鯉まつりに副村長と出席しております。

7日、島嶼町村議会議長会第1回臨時会を開催しております。

同日、東京都町村議会議長会第1回定例総会を行っております。

同日、東京都町村議会議員講演会及び意見交換会が開催されております。

5月15、16日は、下田の黒船祭が開催され、これは副議長に対応してもらっております。

20日、洋上風力発電令和8年度第1回検討会議が開催されております。

25日、ジュリア東京会議が開催され、今年のジュリア巡礼の旅は、10月14日東京出発で、10月16日、神津出発というふうな予定で組まれております。

26日、全国町村議会議長・副議長研修会が有楽町の東京フォーラムで開催され、副議長とともに出席しております。

28日、大島支庁管内事業説明会がありましたが、私は公務出張のため欠席しております。

29日、公務災害等補償等組合会議が開催され、このときには補償等組合の議長・副議長の選出が行われております。

6月5日、令和8年第2回定例会、議会運営委員会が開催され、その後、全員協議会が開催され、出席しております。

以上のとおり報告をします。

続きまして、4として行政報告を村長に求めます。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、3月1日以降の報告につきまして、主な部分を説明させていただきます。

3月4日から6日にかけて、村議会の第1回定例会。

次に、9日ですが、新島警察署長新規着任ということで、川嶋新島所長が来島、挨拶のため来島されました。

同じく9日ですが、神津島空港保安委員会、これは年に2回開催される会議ですが、空港の安全管理等について会議されるものでございます。

11日、大島支庁土木課長一行来島、これは名組の神戸山がちょっと崩れた部分がありますけれども、今、斜面のほうは吹きつけ等で緑が生えていますが、この斜面の安全とか、通行のしやすい道路、都道確保ということで、観光客も多いために、この歩道の設置とか、また、このルートを上から崩れがあった場合には安全が確保できるよう、ルートを海側に寄せるといような、そのような案で協議いたしました。村のほうからは、なるべく海岸線を狭くしないように、そして、改良後もダイビングの利用者の進入路が確保できるように、海岸線の松林ですね。これ、松を極力残すようにというような要望をいたしました。

13日は、神津島漁業協同組合の定期総会に出席しました。

16日、東京都栽培漁業推進協議会、これはウェブ会議ですが、大島の栽培漁業センターでの稚貝生産とアワビとか、トコブシとかの稚貝ですね。これの生産と販売価格について審議したところです。全体ではアワビが6万個、フクトコブシを9万個、サザエを10万個生産すると。売渡し単価については、アワビが22円、トコブシが17円80銭、サザエが約7円と前年並みの単価になっていますが、原価でいいますと、アワビのほうは176円の本当は単価にな

りますが、この生産単価の約23ですか、約30%の単価となっています。ほかのトコブシとか、サザエも同じように、生産単価は高いわけですがけれども、それらを抑えた30%前後の単価で取引すると、このようになっています。また、利島村において、イセエビの蓄養施設を活用したアワビ、フクトコブシ、サザエの陸上養殖実証実験を行うと。この結果によりまして、ほかの島にも結果がよければということですね。令和10年以降、ほかの島にも展開していきたいということでございました。

18日、地域活動支援センター家族懇談会、これは地域活動支援センターの利用者との懇談ということでございまして、毎年1回この時期に行っております。この地域活動支援センターの利用者が増えて、狭隘になってきているということで、結構けがをするような、そういう場面も多々見られるということから、今、移転の建て替えですね。移転の計画をしているわけですが、それらの計画について説明をしたところでございます。

20日、神津島村総合開発審議会・地域経済基盤強化対策合同会議、これも年に1度の定例会となっております。神津島の総合整備計画や神津島村人口ビジョン及び総合戦略などに係る内容を説明をしたところでございます。

27日、29日、これは3市、戸田市・蕨市・川口市の青少年の船が来島しております。昨年に続いて51回目の青少年の船ということで、神津島で開催され、約160名が参加しております。

30日は、村議会の第1回定例会の再開。

31日、佐久市出身の神津邦男氏一行2名が来島をされております。神津邦男さんは佐久市の神津武士さんの実家ですね。佐久の神津武士さんの実家の隣であるというようなことでございました。それで、今この神津姓とやはりこの神津島の関係を調べて本を出したいと、このようなことから、調査、研究のために神津島を初来島ということでございまして、現在は株式会社ケミترونという会社を創立いたしまして、取締役を経て現在は相談役となっておりますということでございます。

4月1日ですが、神津島村消防委員並び消防団幹部辞令交付。今回は消防委員の任命、団幹部の辞令交付がありました。副団長が1名、分団長1名、副分団長が2名、消防部長が1名ということになっております。

6日は小・中・高の入学式、小学校の入学生が新入生は13名、中学校は22名、高校は17名となっております。高校のほうの17名ですが、もともとの神津中学校出身者が9名、そのほかに5名が離島留学生、さらにそのほか3名が転入といいますかね、内地から来てくれた人

ということでございます。

同じく6日ですが、大島支庁幹部の着任、来島ということございまして、上田総務課長、檜野土木課長、遠山行政専門課長、着任の挨拶に来ております。

13日、防衛省陸上自衛隊東部方面総監部防災部一行来島。これは今年の夏に南海トラフ地震の発生を想定した津波、これの津波被害を想定した防災訓練を実施したいということで、打合せのために来島しております。

17日、東京都離島航路地域協議会、これ、ウェブで行っております。令和6年5月から、東海汽船の船賃が賃上げになるということから、とにかくなるべく期間を、賃上げになる期間を先に延ばしてくれというような要望もしてあったわけですが、6月から賃上げに伴いまして、2年間の約束というようなことから、島民の割引率を客船、それとジェット船とも5%引き上げて、現在は貨客船が40%の割引率、そしてジェットフォイル船は35%の割引率としたところですが、この2年間の実施期間が切れたということ、そして人件費や物価の高騰、世界情勢の不安定化により燃料価格の高騰など、これらの影響に伴って、割引率をもとの35%、ジェットフォイルは30%に引き下げたいと、このようなことございまして、来月1日からこれが実施されることとなっております。また、新規参入におきましても同じような状況ございまして、期日はずれますが、同じように割引率が引き下げられるということになります。

20日、東京都島嶼地区消防団連絡協議会、これは毎年各島、大島から小笠原までの消防団の団長、そして来賓には東京都の消防協会会長とか、東京消防庁の幹部を多数招いて懇談が行われております。

21日、東京都漁港漁場協会理事会、事前協議、これは5月7日に、これから説明するようになります。5月7日に総会を予定しておりまして、その関係で事前協議ということで、私がこの協会の会長を務めておる関係から、事前協議を行っております。

22日、東京都町村長会議、東京都の局長及び部長など、幹部職員の着任の挨拶、また、それ以後、島嶼水道強靱化の実態調査、ねんりんピック東京大会など、7件、東京都からの報告、東京都町村会からは令和9年度の東京都予算編成に対する要望について、令和7年度市町村共同事業実績報告等の4件について報告があったところでございます。このときに、多摩・島嶼部に直接の関係ある総務局行政部長は、田中部長から芝崎部長に変わっております。

次に、29日、昭和百年記念式典に参加してまいりました。これは全国各、北海道から沖縄まで、約1万人の関係者が集まって、日本武道館で開催されたところです。天皇皇后両陛下

はじめ、衆参両国会議員、合計1万人ほど集まりました。私は東京都町村会の副会長として出席いたしました。

次に、5月7日、東京都漁港漁場協会の理事会、これが先ほどお話ししたものでございますが、私が会長をやっている関係で、先ほど事前協議会を開催して、5月7日に理事会が開催されております。令和7年度の事業報告、収支決算の認定、そして令和8年度の事業計画、収支予算等について開催したところでございます。

同じく7日、東京都町村議会議員との意見交換会、東京都町村議会、これは瑞穂町から、島嶼地区は小笠原村まで、5町8村の全議員及び町村長が一堂に会し、活発な意見が行われたところでございます。都議会からは三宅都議、田村両都議が参加しております。この際に、三宅都議のほうに、漁協市場の建設費用、これが極端にそれこそ倍以上になっていると。このようなことから、何とか都のほうの総合交付金について別枠を要望したいと、このようなお願いをいたしました。

8日、株式会社ケミترون表敬訪問、これは先ほど3月31日の佐久市出身の神津邦男氏が来島された関係で、神津島と神津島姓との関係を調べて本にすると、このようなために、その際に、来島された際に、10万円のふるさと納税もしていただきました。私がこの都庁のほうに行く予定があったものですから、表敬訪問をさせて、このケミترونを訪問したところでございます。このケミترونに行った後、東京都総務局行政部を訪問しております。新着任した芝崎行政部長に対し、先ほどお話しした、三宅先生にお話ししたこの漁業市場の建設費用、これについて総合交付金の特別枠を何とかお願いしたいと、このようなことでお願いしたところでございます。まず、当初は3億円ほどで計画していたこの市場建設が、3倍以上、6億円以上、現在では6億7千万円という数字が出ております。このために漁協としてもこのままでは、漁協としても、村としても大変であるというようなことから、何とか総合交付金の別枠をとということで、2点目として、現在の市場、これは建て替える、しないということではなく、もう危険なために市場を撤去しなければならない、現在の市場を。当初の計画の中では、建て替える期間、多幸湾のほうでテングサ倉庫を改修して、仮市場として使うと。これが約1年とか、1年半ぐらい使うというようなことだったんですが、これが物価高騰によってもし使えなくなる、建て替えが困難だということになると、多幸湾のほうをずっと使わなければいけなくなるんですね。そうすると、もうこれは漁業者にとっては大変な負担になるわけで、とにかく何とかしなければいけない。建て替えを前浜港のほうに建てなければいけない。仮に今回やめたとしても、この先やはりこれが物価が下がって、安くな

ると、このような見込みもないわけなので、不透明でありまして、そのために早く業者の安全・安心な市場の荷さばきを確保するためにも、とにかく今回やらなければいけない。このようなことから、この総合交付金の別枠要望ということをお願いしたところでございます。

次に、5月20日、東京都島嶼町村長会議、これは東京都から連絡事項が3件、そして町村会からは物価高騰に係る要望等協議がありまして、これを小池知事、そして、都議会の5会派、都民ファーストの会、自民党、公明党、国民民主党、立憲民主党、ここに物価高騰対策に係る要望書を提出しようということで、この20日に決定しまして、要望書は5月27日付で提出しております。

24日は愛らんどフェア、これは振興公社主催ですが、私と議長一緒に会場の視察をいたしました。

25日、ジュリア東京会議、今度の巡礼の旅は10月14日、16日に計画されている。昨年同様50人規模で開催するというようなことでございまして、また、この際には議員の皆様にも懇談の席で出席してもらおうようなことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

28日は、大島支庁管内事業説明会が行われております。

以上、説明終わります。

○議長（石田隆美智君） 行政報告について質問のある方は、本定例会日程終了後、時間を取りますので、そのときに質問してください。

続きまして、5として教育行政報告を教育長に求めます。

教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） それでは、令和8年3月1日以後の主なものについてご報告させていただきます。

3月10日、大島学生寮寮長来島。令和8年度より運営が開始となります、新たに完成した大島高校の離島留学生のための寮の寮長さんが、参考のためしらすな寮を訪れ、寮長同士で意見交換、情報交換をいたしました。

12日、大島学生寮視察。私と事務局職員で大島町の学生寮を視察してきました。1階に男子9部屋、2階に女子9部屋の計18部屋、6名掛ける3学年で18名となります。初年度ですので、今年度は1年生6名だけとなります。大島町教育委員会とお互いに協力し、島嶼部の離島留学を活性化していくため、情報交換を行いました。

17日、神津高校国際交流成果報告会。神津高校の桐野校長先生の方針で、海外研修、国際交流を実施し、グローバル人材の育成を図っていくということで、昨年度、インドネシア海

外研修へ生徒4名が参加しました。今年度もインドネシアの高校とはオンラインでの交流を実施するとのことです。海外研修については、今年度はマレーシアを予定しているとのことです。また、韓国の高校ともオンライン交流を実施されるとのことであります。

26日から29日、小野上ふれあい交流事業。コロナ禍以前に実施して以来、8年ぶりの実施となりました。小学校4年生から6年生の希望者約40名が参加し、群馬県渋川市などでアイススケート、いちご狩り、ロープウエー乗車、また、ハッ場ダム見学など、天候にも恵まれ、多くの体験ができ、参加してくれた小野上小学校の児童との交流が図られました。夏には、小野上小学校の児童が来島してくれる予定とのことです。

4月6日、学校入学式・第1学期始業式。今年度の児童・生徒数ですが、小学生が98名、中学生が58名、高校生が48名となっております。

2ページをご覧ください。

23日、小・中学校連携協議会全体会。小・中学校の交流を実践し、連携を深め、教育の接続を円滑にするために、今年度は総合的な学習の時間、学び方、特別支援教育の三つの分科会を設置し、協議、実践してまいります。

23日、24日、東京都島しょ町村教育委員会協議会（三宅島大会・中止）。東京都島しょ部の教育委員さんの大会で、昨年度は神津島大会が実施されましたが、今年度予定しておりました三宅島大会は、悪天候のため残念ながら中止となりました。

5月12日から16日、中学校3年生修学旅行（奈良・京都）。奈良、京都を訪れ、日本の伝統文化について学びを深めました。長い歴史を刻む町並みや壮麗な建築物、そして文化の奥深さに触れ、多くの感動と学びを得たようです。

19日から23日、小学校5年生宿泊体験学習（東京・神奈川）。島嶼会館に宿泊し、お台場のTGGや日本科学未来館、また、神奈川県鶴見の森永製菓工場や横浜レンガ倉庫などを見学し、食料生産や工業生産について、そして団体生活や公共の場でのマナー等について学びました。

24日、中学校四島体育大会（新島）。悪天候により1日順延しての開催となりました。多くの競技で神津中学校の生徒が優勝し、男子400メートルリレーと男子走り幅跳びでは大会新記録、女子走り高跳びでは大会タイ記録と神津中学校の生徒が大活躍の大会となりました。当日のにしきで無事帰島しております。

26日、佐久市小学校ほか訪問（教育課長・小学校長）。友好都市であります長野県佐久市の小学校と神津小学校とで、総合の学習の時間等で黒曜石などを含め、交流を図っていこう

との計画で、佐野教育課長と小学校の江田校長先生が佐久に伺い、関係者と協議してまいりました。現地の小学校や神津島、恩馳島産の黒曜石の石器が出土した寺畑遺跡、黒曜石研究センターなども視察させていただきました。

以上のとおり報告させていただきます。ありがとうございました。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

◎一般質問

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第４、一般質問を行います。

今定例会には２名の議員から一般質問が提出されております。

◇ 中 村 親 夫 君

○議長（石田隆美智君） ６番、中村親夫君の一般質問を許可します。

６番、中村君。

○６番（中村親夫君） ６番、中村です。議長の許可を得まして、一般質問を行わせていただきます。

今回の一般質問は、別紙資料のとおり、前田村長就任後の主産業、漁業、観光業の現状と支援について、神津島村の財政状況について、前田村政主な事業実績について、そして任期満了に伴う次期村長選出馬の意向について伺います。なお、詳細については自席で質問をさせていただきます。

○議長（石田隆美智君） ６番、中村君。

○６番（中村親夫君） 前田村長２期８年の実績と、神津島村の行政運営について、総括する意味合いから伺います。

ちょっと前置きが長いんですけども、ご了承ください。

令和８年度の重点施策で、漁業振興においては、神津島漁業をさらに飛躍させるという理念の下、事業投資が一過性とならないような最大限の効果を追求して事業展開を図っていく。令和８年度においては、大型事業として、長年の課題となっていた漁協荷さばき施設の移転事業に着手することで、漁業従事者の安全・安心を確保するとともに、新たな試みとして、神津島漁業の安定化と魚種の多角化に向けて、高付加価値魚種、チョウザメキャビアの養殖事業を展開していく。また、漁業が抱える諸問題についても、栽培漁業や離島再生支援事業、食害対策事業、新規魚種や漁法の開拓、担い手の確保など、一つ一つ丁寧に解決へと導き、

神津島漁協をさらに飛躍させていく。さらには、漁協への支援として、フォークリフトの整備を実施するほか、漁業従事者の安全・安心な操業ができるよう、自動識別装置の支援を行うなど、行政として強力なバックアップ体制を構築する。

チョウザメ（コチョウザメ）については、神津島村と東京都は養殖を進める連携協定を昨年9月に結びました。今年度から育て始めて、四、五年後の商品化を目指しております。

また、観光振興については、一大プロジェクトであった神津島村サステナブル・アイランド創造事業が完結したことから、令和8年度については、観光業の新たな進化を目指して、神津島が持ち得る宝と強みを遺憾なく発揮し、神津島全体で観光マネジメントを強力に推進し、観光立島としての立ち位置を確立するための予算とした。

特に、来島目的がマリンレジャーと肩を並べるまでに成長した星空保護区については、ポテンシャルも高いことから、令和8年度から10年度の3か年計画で、第2期サステナブル・アイランド支援事業を展開させることで、神津島の観光産業を新たなステージへ進化させていく。

宿泊施設改修事業など、事業効果が見込まれる施設については継続するとともに、新規の取組として、インフルエンサーを活用した認知知名度向上の施策の展開、顧客満足度の向上を目的として、商工業と観光業のコラボレーション事業や新規体験のメニューなど、従来の発想にとらわれず、積極的な予算としております。

ここで村長に伺います。

神津島の主産業、漁業、観光業の推移を資料1に示しました。カメラさん、これ、アップでこのパネルを映していただけますでしょうか。このパネルのとおり、漁業については、平成16年頃からキンメ漁が始まり、大きく漁獲高が上がりました。平成27年から令和元年まで漁獲高は10億円を超え、最近10億円前後で推移しています。

深刻なのは海水温上昇で、テングサ、トサカノリが壊滅状態。イセエビ、赤イカが不漁となっております。また、キンメ漁も始まってから23年ほど経過して、資源の減少が現実的になってきました。

観光については、来島者は令和2年、3年とコロナ禍の影響で2万1,300人、2万2,500人と落ち込みましたが、令和6年は4万1千人と持ち直しました。村と観光協会が窓口となつて、映画、テレビ等の撮影支援と地域PRを一体化として進めたフィルムコミッション事業の成果で、神津島の認知度が向上し、令和8年はさらに来島者の増加が見込まれます。

これらの現状を踏まえて、漁業、観光業の支援について、改めて総括的な村長の所見を伺

います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁させていただきます。

ご質問の漁業や観光業は、村の基本方針である地場産業の振興と活性化のさらなる推進に密接な関係をしております。漁業に関しましては、今後も神津島の漁業をさらに飛躍させる、この理念の下に、事業投資が一過性となることがないように、最大限の効果を追求しながら事業展開を図ってまいります。

その中で、まず、現在取り組んでおります、この荷さばき施設の整備ですが、先ほども少し触れましたが、当初3億円ほどで計画されていたものが、世界各地での紛争や中東問題の影響による物価高騰などから事業費が大幅に膨らみ、2倍以上、現在では6億7千万円という見積りが算出されています。

漁協側では、この事業進行に伴い、この事業費が拡大したことに伴って、これほどの予算規模になると事業を断念せざるを得ないというようなことまで言うておりました。しかしながら、現在の前浜荷さばき施設は老朽化に伴って、どちらにしても取り壊さなければなりません。新たな施設が完成するまでは、多幸湾での荷さばきとなるわけですが、短期間であれば、不便、不自由さも我慢できるところですが、先の見えない、長期的に多幸湾での荷さばきとなると、神津島村第一の地場産業である漁業振興に大変大きな弊害となってまいります。

そのため、漁業従事者並びに関係者皆様が安全・安心に荷さばき作業のできる新たな荷さばき施設の整備につきましては、私の政治生命を賭して取り組み、漁業振興を図ってまいりたいと、このように考えております。

また、新たな試みとして、神津島漁業の安定化と業種の多角化に向けて、神津島漁業前田組合長が心血を注ぎ切望した結果、実現化に向けて動き出した高付加価値の業種として、チョウザメの養殖事業を東京都と連携して展開していくこととなりました。

一方で、漁業が抱える諸問題についても先送りせずに、引き続き栽培漁業や離島再生支援事業、食害対策事業、新規業種や漁法の開拓、担い手の確保など、一つ一つ丁寧に解決し、島の漁業をさらに振興、飛躍させていくことと考えております。

また、観光業ですが、漁業と同じく、基本方針に基づいて、令和3年度から3か年にわたり実施してきました神津島村サステナブル・アイランド創造事業をさらに進化させるべく、令和8年度から3か年計画で第2期サステナブル・アイランド支援事業を展開させることで、

神津島の観光産業を新たなステージへと進化させ、観光立島としてさらなる認知度の向上を図り、神津島ファンの獲得を目指してまいります。

そのためには、宿泊施設改修事業など、事業効果が見込める施策に対しましては、継続した支援、観光協会とともに連絡を密にしながら実施してまいりたいと、このように思っております。

これらのことを踏まえて、村の基本理念である、誰もが健やかで、生き生きと活力ある島づくりの実現に向けて、地場産業の振興と活性化のさらなる推進、この実現はもちろんでございますが、それに満足することなく、神津島が持ち得る宝と強みを遺憾なく発揮し、100年先もその先も見据えて、成長と成熟が両立した持続可能な産業になるよう取り組んでまいることをここで述べさせていただきます。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） ただいまの村長の漁業、観光業支援に対する熱い決意が分かりました。神津島の漁業には長い歴史があります。漁業の変遷、移り変わりについて簡単に説明します。江戸時代の中期には、後期にカツオが漁業の中心でした。また、棒受け網漁でムロアジをとっていました。明治中期になって、カツオ釣り、棒受け網漁に加えて、新しい漁法として、タカベを主とした巾着漁とトビウオ刺し網漁が始められました。昭和、平成と時代も移り変わり、昭和30年代はトビウオの刺し網、昭和40年代、50年代はオナガダイ、アオダイ、そして昭和40年後半から50年代中頃までカジキの突きん棒漁が盛んでした。

明治の中頃から125年間連綿として続いていたタカベの巾着漁も、平成30年、実際には二十七、八年頃、もうタカベ漁は終わっていますね、巾着漁は。そして、現在は主要魚種キンメダイが総水揚げ高の80%以上を占めております。海水温の上昇に伴う海藻類、イセエビの不漁などの悪影響は、現状では人の力では解決し難い問題です。

このような漁業の現状を踏まえて、村は高付加価値魚種の養殖業促進事業に着目しまして、コチョウザメの養殖に関わる連携協定を東京都と結びました。コチョウザメの養殖をして、コチョウザメの肉やキャビアの商品開発を行って、神津島漁協と協力して、ぜひブランド化を目指していただきたいと思いますと考えます。

また、観光支援については、観光協会は神津島村の観光案内窓口として大きな役割を果たしております。事業効果が見込める宿泊施設改修事業、そして観光協会に対しては、経営収支の現状を理解していただき、委託事業の拡充、基盤強化の継続支援、そして窓口業務の繁忙の時期もあるので、住宅問題が解決できるようであれば、地域おこし協力隊員の派遣など

の検討をお願いします。

次に、財政状況について伺います。

前田村長は就任して2期目8年となりました。この8年間の前田村政について、財政面、事業面について、実績を検証しました。そのエビデンスに基づき質問いたします。

神津島村の財政状況について、一般会計歳入総額、これ、決算でございます。それから、地方交付税、普通交付税、特別交付税、都支出金、財政調整基金残高、実質公債費比率の推移を資料2、3に示しました。

年度ごとの歳入総額は、平成27年度から令和6年度を見ると、依存財源の多寡にもよりますが、約28億円から39億円となっております。前田村長は平成30年10月に就任しております。実質公債比率は、平成29年1.6%、令和3年2.9%、令和6年度2.7%となっております。財政調整基金残高は、平成29年度5億5,200万円、令和7年度13億7,200万円と、大幅に増えております。

平成19年6月に公布された地方公共団体の健全化に関する法律の規定により、算出した令和6年度決算に基づく資料によると、実質公債比率が2.7%であり、資金不足比率、事業会計、これは簡易水道事業会計及び農業集落排水事業会計は0.0%となっております。実質赤字比率、連結赤字比率、将来負担比率についても、早期健全化基準と照合すると、非常に良好であります。

ここで村長に伺います。

歳入総額の推移、財政調整基金の残高の推移について、総括的な村長の見解を伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、歳入総額の推移、財政調整基金の残高の推移、そして財政健全化、この3点につきまして答弁させていただきます。

まず、ご質問にありましたように、平成27年度と令和6年度の決算で比較しますと、歳入決算は約11億円の増、増加率で40%の増となっております。さらに、歳入予算のうち、地方交付税と都支出金、これらが歳入全体の7割を占めておるところでございます。平成27年と比較して、地方交付税は約3.2億円、3億2千万円の増。都支出金では約5億円の増となっております。

普通交付税と特別交付税からなるこの地方交付税でございますが、この算定方法が複雑でございますが、近年の傾向といたしましては、社会保障費の増加や物価高騰に伴う各自治体の需要額の拡大とともに、国の予算も拡大傾向にありまして、本村も毎年交付額が増加して

いるところでございます。

一方で、都支出金につきましては、補助金などのように実施する事業、この事業の量によって連動し、多くなったり、少なくなったりというところが、この都の補助金、都の支出金には含まれております。

これまで神津島村では、ソフト面において様々な行政サービスの展開を図り、ハード面においても積極的な公共事業を実施してきたところであり、各事業の実施に当たっては、有効かつ効率的に、効果的に東京都の補助金を活用してきたことから、これが結果的に都支出金の増加につながったのではないかと、このように考えております。

さらに、この都支出金の中には、皆さんご存じのとおり、市町村総合交付金も含まれております。この総合交付金は、住民福祉の向上や地域振興目的に交付されるものであります。地方交付税と同様に、総合交付金の算定方法につきましても、とても複雑な仕組みとなっております。

しかし、徴収率の向上など、財政運営、行財政運営における自治体の経営努力が大きく交付額に影響することから、適正な行財政運営に努めた結果、年々増加傾向にあり、令和7年度決算額は約9億3千万円と、過去最高額を記録したところでございます。

次に、2点目の財政調整基金ですが、ご指摘のとおり、令和7年度末の財政調整基金の残高は13億7千万円と、10年前の2倍以上の規模となっております。そもそもこの財政調整基金ですが、第1に年度間の財源の不均衡の調整を図り、安定的かつ計画的な財政運営に資する、第2に災害などの突発的な財政需要への備えに資することを目的としております。

令和8年度におきましては、一般会計当初予算では、3億円以上の基金繰入れを行っておりますが、それ以上に突発的な財政需要として、南海トラフ巨大地震の発生確率は非常に高く、地震による本村の被害、村民はもちろん、交通インフラやライフラインにも甚大な被害が想定されることから、有事においても対応できるように、財政調整基金の積立て目標につきましては、12億円から13億円を設定しておるところでございます。

その意味では、現在目標達成できている状況ではありますが、引き続き安全・安心で持続可能な島づくりに向けて、適正な管理を進めてまいります。

3点目でございますが、財政健全化につきましては、財政健全化の各指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率につきまして、本村は全ての指標におきまして、健全化判断比率内、つまり、これは健全な数値となっておりますところでございます。

特に、議員ご指摘の実質公債費比率は、本村は2.7%となっておるわけですが、東京都の町村平均では5.5%であることを踏まえ、とても良好な数値と言えるのではないかと、このように考えております。

しかしながら、不安定な世界情勢や長引く物価高、また、本村においても、今後、大規模事業を予定していることから、引き続き適正な財政運営を図っていく必要があると、このように認識しておるところでございます。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 村長のただいまの歳入総額、財政調整基金、財政健全化についての説明は、村長のおっしゃるとおりだと私も再認識しております。

1点申し上げますが、依存財源である都支出金は、令和8年度村の一般会計のうちの41.7%を占めております、貴重な財源であります。先ほど村長のほうからお話がありましたけれども、都支出金に含まれる市町村総合交付金の算定については、団体割、経営努力割、まちづくり支援割、特別事情割等を基に算出しておりますが、その中でも経営努力割、まちづくり支援割が大きなポイントとなっております。

この都支出金の増加については、市町村総合交付金を堅実に得るために、神津島村の担当部署の方が努力を惜しまず、心血を注いだ結果が反映されたのだと私は考えております。

次に、前田村政、主な事業実績について伺います。

まず、資料4をご覧ください。

事業総額のグラフでございます。前田村長が就任したのは平成30年10月ですが、令和元年度実施した事業は、産業振興施設、交通通信施設、生活環境施設、高齢者・児童福祉施設、医療施設、教育文化施設で、実質総額7億9,300万円。令和8年はまだ予算ベースですが、16億700万円であり、村長就任時から着実に事業総額が増加しています。令和1年度と令和8年度を単純に比較すると、約2倍の事業総額となっております。このグラフがそうでございます。

次に、事業面での実施を検証しました。主な事業実績を資料4に提示しました。これは当初予算のベースです。令和6年度は職員住宅建築工事、やすらぎの里第2職員住宅施設整備事業補助、生きがい健康センター非常用電源設置工事、神津島ファーム建設工事、コンテナハウス建築工事、LEDコンテンツ部品・機材搬入、鉄砲場第4住宅子育て世帯向け改修工事等です。

令和7年度はバナラ栽培施設構築委託、集落道3号線道路新設工事、多幸コンテナハウス

建設工事、よたねハウス附帯工事、鉄砲場住宅子育て世帯向け改修工事、小学校体育館空調新設工事等です。

令和８年度は、職員住宅建築工事、地域活動支援センター建設予定地造成・測量・設計委託、神津島ファーム作業小屋建設工事、アシタバ等育苗施設建設工事、集落道３号線道路新設工事、高付加価値魚種の養殖業促進事業改修工事、三浦水産物倉庫改修工事補助、温泉６号井新規掘削工事、鉄砲場子育て世帯向け改修工事、中学校体育館空調新設工事等です。

ここで村長に伺います。

前田村政の事業実績は、ただいま述べたとおり、幅広く行っています。総括的な村長の所見を伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁させていただきます。

先ほどの答弁の中でも触れましたが、これまでソフト面におきましても、ハード面におきましても、積極的な予算措置と事業展開を図ってきたところでございます。特に、工事費などを中心とする普通建設事業費では、令和元年の決算額が、これは普通建設事業でございしますが、６億７千万円でしたが、直近の令和６年度の決算では約１２億１千万円と、２倍に増加しておるところでございます。

その間の主な業務につきましては、議員が述べられたとおりでございますが、各事業については、その実施に当たり、最大限の事業効果を追求して執行しているところであります。

特に、星空保護区や神津島村サステナブル・アイランド創造事業の取組では、神津島の星空が新たな観光資源として確立されつつあり、観光産業の実績にもつながってきていると認識しております。

さらに、それぞれの事業化に当たっては、神津島村第５次総合計画、第３次神津島村総合戦略といった、神津島村の基本計画を実現させることはもちろん、神津島の将来を見据え、一人ひとりの島民と真摯に、そして真面目に向かい合って取り組んできたところでございます。その結果として、議員が述べられたように、事業実績に現れているのではないのかと、このように考えております。

しかしながら、神津島村はまだまだ改善すべきところがあります。そして、神津島村はさらに成長できる可能性がたくさんあると確信しておりますので、引き続き、島民に寄り添い、柔軟な発想で積極的な事業展開を図っていく必要があると、このように認識しておるところでございます。

○議長（石田隆美智君） 6 番、中村君。

○6 番（中村親夫君） ただいまの村長の答弁で、事業実績について、ソフト面、ハード面において、積極的な事業展開を図ってきたことがよく分かりました。

神津島のような小さな自治体では、漁業、観光業、農業も大事ですが、公共事業も重要です。今後も村の財政状況を見据えて、総合整備計画について、未来志向で鋭意検討を行っていただき、優先順位を定めて公共事業を実施していくべきと考えます。

次に、最後の質問をします。

次に、任期満了に伴う次期村長選挙出馬について伺います。

前田村長は今年 9 月、4 年の任期満了を迎えます。今回の一般質問で、漁業、観光業支援、そして村の財政状況、事業実績を伺いました。財政状況も好転して、総合計画に基づき実施した事業の事業総額も増えております。今後も、新規事業や村役場に係る事業の拡充、改良も期待されます。私はこの 8 年間を大変評価しております。

そこで村長に伺います。

次期村長選出馬への意思、出馬に至った場合、今後、神津島村のかじ取り役としてどのような戦略、目標、目的を考えているのか伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁させていただきますが、その前に、私の村長としての 2 期 8 年間の様々な取組に対しまして、評価していただけるということで、大変ありがたく感謝申し上げます。

さて、ご質問の次期村長選出馬の意思と、出馬に至った場合、今後のかじ取りということでございますが、まず、私の 2 期目の村長選挙立候補時の公約でございますが、第 1 に、地場産業の振興と活性化のさらなる推進、第 2 に、村民の生命と財産を第一に考え、自然災害対策の強化、第 3 に、高齢者や社会的に立場の弱い方々への福祉施策の充実、第 4 に、神津島を担う人材育成のために学校教育の充実と支援、第 5 に、少子高齢化対策の推進と子育て支援の充実、第 6 に、老人介護施設等の労働環境改善と施設環境の充実、この 6 項目を公約として掲げ、2 期目の 4 年間に取り組んでまいりました。

これらの取組の実績といたしましては、先ほども述べさせていただきましたが、ソフト面におきましても、ハード面におきましても、積極的な予算措置と事業展開を図ってきたところでございます。特に、工事費などを中心とする普通建設事業費では、令和元年の事業費が 6 億 7 千万円でしたが、直近の令和 6 年度の決算では 12 億 1 千万円と約 2 倍に増加しており

ます。

その間の主な事業につきましては、先ほど議員が述べられたとおりでございますが、直近のこの事業内容といたしまして、何点か挙げさせてもらいますが、漁協の冷凍冷蔵施設の整備やタンクローリーの整備等に係る支援、観光産業振興のための星空保護区の認定に伴う事業の推進、フィルムコミッションを活用した観光誘致、サステナブル・アイランド事業による全天候型対応施設のよたねベース等の整備、農業におきましては、レモン栽培の推奨、焼山地区に整備した神津島ファームの活用など、防災関係では、防災無線のサブ拠点整備、避難所施設の電源整備や備蓄物品の整備、福祉関係では、地域活動支援センター移転、これは現在取組中のところでございます。保育園から高校生までの給食費の無料化、出産祝い金制度の創設、子供家庭支援センター利用料の無料化、小・中学校体育館の空調整備やノートパソコンを活用したＩＣＴ教育の推進、神津島やすらぎの里施設整備支援及び施設職員の処遇改善の継続などなど、このほかに、村道の新設や急傾斜地の災害防除、簡易水道や農業用水施設の整備等、多岐にわたって取り組んでまいりました。

しかしながら、公約が全て完全に実現されたわけでもありません。いまだ道半ばであると考えております。現状維持は後退であると言われております。政策理念に掲げた、誰もが健やかで、生き生きと活力のある島づくり、この実現のため、引き続き村政を担う覚悟で決意を新たにしておるところでございます。

その上で、今後も継続して、現在、村政運営の基本方針に掲げている神津島村重点６項目を基本として、今やるべきことを先送りすることなく、最後の最後まで諦めることなく、未来の神津島のために、力強く事業展開をしてまいる所存でございます。

さらに、基本理念の実現だけで満足せず、集大成を迎えた神津島村サステナブル・アイランド創造事業をさらに進化させるなど、神津島が持ち得る宝と強みを遺憾なく発揮し、成長と成熟を両立させた持続可能な神津島、全ての島民が光り輝く未来の神津島の実現への集大成に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（石田隆美智君）　６番、中村君。

○６番（中村親夫君）　村長の意思、決意、重く受け止めました。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（石田隆美智君）　これで６番、中村親夫君の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩といたします。

（午前１０時４７分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

◇ 鈴木 佑 典 君

○議長（石田隆美智君） 続きまして、4 番、鈴木佑典君の一般質問を許可します。

4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） 議長の許可を得まして、4 番、鈴木が一般質問をさせていただきます。

質問内容としましては、少子化に対応した神津島の教育環境の在り方について、教育長へ伺います。詳細につきましては、自席にて行わせていただきます。

○議長（石田隆美智君） 4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） では、質問に入らせていただきます。

少子化による子供の数の減少は全国共通の課題ですが、離島においては、その影響が都市部よりも早く、より深刻な形で現れます。本村の子供たちは、保育園から中学校卒業まで、ほぼ同一のメンバーで育ちます。これは島という独特なコミュニティが含む豊かな人間関係の基盤である一方、高校進学を機に約半数が島を離れていく現実があります。

神津島の教育を将来にわたって持続可能なものにするため、また、島の宝である子供たちが神津島での教育に誇りと自信を育むためにも、制度の在り方を問い直す時期に来ていると考え、以下の質問と提案を行います。

質問 1 として、現在、神津小学校と神津中学校、神津高校は連絡協議会等を通して、情報の共有、連携を行っていることと承知をしています。令和 7 年 3 月の第 3 次神津島村人口ビジョンの基本目標 3 においても、島ならではの子育てしやすい環境に加えて、保育園、小・中学校、神津高校の一貫した連携協力のもと、次代を担う人づくりをより一層推進と掲げられています。この連携の現状の評価と課題について、教育長へ伺います。

○議長（石田隆美智君） 教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） それでは、答弁させていただきます。

まず、連携の現状といたしましては、おおむね次のとおりでございます。1 として、保育園と小学校の連携としまして、保小連携、保育園の保と小学校の小ですが、保小連携意見交換会があり、連携による情報共有などが行われています。2 としまして、保育園、小学校、中学校、高校の管理職と村教育委員会とで、学校管理職連絡会を定期的 to開催し、様々な連

携、情報共有やさらなる連携の可能性について協議しております。３としまして、村教育委員会の施策として、小・中連携協議会を設置し、小学校から中学校への円滑な接続を図るため、教育課題に対応した連携、協議、研究を行っております。４としまして、小・中・高の３校の教務主任、生活指導主任、進路指導主任が３校連絡会を定期的に開催し、それぞれの分野における具体的な連携を図っております。また、今年度、小学校の総合的な学習の時間及び高校の総合的な探究の時間において、ふるさと学習の強化に向け、カリキュラムマネジメントを実施しております。小・中連携協議会においても、総合的な学習の時間の部会を設定し、探求的な学びの実現に向けて、指導方法の工夫について研究を深めていく予定であります。

以上のように、多くの連携が適切に図られ機能しております。特に、課題といたしましては、小・中連携協議会でも設置している分科会での学力の向上の推進や特別支援教育のさらなる充実、そしてグローバル人材の育成についても大事なことであります。また、事業基本モデルを各校種で徹底し、教員が実践を図ることも肝要であります。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　ありがとうございます。

様々なところで連携を行っているという現状が分かりました。

次に、全国では、少子化と施設老朽化という複合課題を抱える地域において、2016年に制度化された義務教育学校への移行が進んでいます。2025年度現在、全国261校（前年度比は23校増）が運営されており、全国の離島においても、小中一貫の形で義務教育を行う学校が広がっています。

本村の状況を整理しますと、第１に、教育の実態は、先ほど教育長が述べたとおり、一貫に近く、連絡協議会による連携は既に存在し、子供たちは９年間ほぼ同一のコミュニティで育ちます。しかし、制度上は別組織であり、９年間を貫く一体的なカリキュラム編成や組織的な教育の最適化には至っていないと考えます。

第２に、施設課題について、小学校校舎の立地リスクと老朽化です。安全性、将来性、コストの観点から、中学校敷地に統合などを含めたあらゆる可能性を排除せずにシミュレーションすべきだと考えます。

第３に、少子化は既に進行中であり、待つ時間はありません。検討、合意形成、設計、建設を終えて、実際に実現するまでには相当の年数を要します。現在、役場職員の不足により、

行政の現場がご苦労されていることは十分に承知しております。だからこそ、保護者、教員、地域住民一丸となり、次世代のために、村全体で知恵を出し合う場が必要だと考えます。

以上を踏まえ、質問 2 として、小中一貫校または義務教育学校への移行を検討するためのまずは検討委員会を設置することについて、教育長のお考えを伺います。

○議長（石田隆美智君） 教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） それでは、答弁させていただきます。

神津島村におきましては、東京諸島の中では人口に比しての児童・生徒数は、まだ上位のほうではありますが、やはり少子化や施設の老朽化を鑑み、小中一貫校または義務教育学校への移行について、その必要性は実感しております。

しかし、一方で、小学校から中学校へのハードルの必要性もあるかと考えます。具体的には小学校では 6 年生が最高学年として責任ある立場となり、1 年生のお世話や下級生の面倒を見ることなどで、6 年生の成長のチャンスとなっております。また、中学校に入ることによって最高学年だった 6 年生が 1 年生となり、環境の変化や学校の雰囲気の違いによって、入学時に緊張感を持ち、そして授業内容や部活動、委員会活動なども含めた、中学生としての壁を乗り越え、これまでの自分を変えようと成長する生徒も多くいます。ここは大事にしたい部分であります。

これが義務教育学校になりますと、1 年生から 9 年生となります。なお、4 月 1 日現在での東京都の区市町村立の小学校数は 1,252 校、同中学校数は分校合わせて 600 校で計 1,852 校あります。義務教育学校は東京都全体で 11 校のみで、島嶼部では利島村と小笠原村の母島の 2 校となります。今後、中長期的な視点から検討委員会を立ち上げることについては、前向きに検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） 教育長の考えは分かりました、確かに教育長のおっしゃるとおり、小学校での果たす役割、中学校での役割と、生徒にとっては大事なところであると私も認識しています。

ただ、やはり前向きに検討委員会を設置することについて、前向きに検討していただくというお話だったので、一番はその議論をする場が必要ではないかなと考えますので、よろしくお願いします。

次に、少子化が進む中、小・中単独での運動会では、競技の多様性や参加人数の確保が難

しくなるのではないかと感じています。小・中合同運動会は、この現実的な会ではないかと考えます。

小学生と中学生が同じ場で互いの成長を実感し、小学生にとっては中学生の活躍が身近な目標となり、中学生にとっては下級生を引っ張るリーダーとしての自覚と責任が育ちます。合同運動会の実現に当たっては、各校の児童・生徒それぞれが十分に活躍できる時間と演目を確保し、保護者が我が子の姿をしっかりと見られる運営設計とすること。こうした点への配慮が合意形成の鍵になると考えます。

質問3として、小・中合同運動会の実施について、保護者、教員、地域住民にて納得のできる運営の在り方を含めて検討するお考えについて伺います。これは小中一貫教育への第一歩としても意義があると考えますが、教育長のお考えを伺います。

○議長（石田隆美智君） 教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） 答弁させていただきます。

過去実施されていた時期もある、小・中合同運動会については、昨年度、神津中学校PTAが保護者にアンケート調査を行ったところ、結果は賛成と反対が半々の状況でありました。しかしながら、小・中学校それぞれの単独開催では、少子化に伴う児童・生徒の当日の負担や競技数の減少など、課題は多くあります。また、日程につきましても、現状は9月末から毎週、保育園、小学校、中学校それぞれの運動会、そして村民大運動会とで4週にわたって運動会を実施することにより、保護者や地域の方々にも負担となっていることや他の行事や個人的な活動、スケジュールに影響があることも事実でございます。

子供たちや保護者の意見を大切にしまして、可能であれば、以前のように小・中合同での運動会の開催、さらには村民大運動会も併せた学校運動会の同時開催を行うことにより、多くの村民の前で小・中・高校生が一緒にの行事を実施することによって、校種の垣根を越えた児童・生徒の交流や多くの学びを実現できるものとも考えております。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） ありがとうございます。

村民運動会も含めて合同という形も考えていると。様々な形があるかと思いますが、現実の教員の負担だとか、保護者の意見だとか、様々な方たちのご要望、意見を聞きながらまとめていただければなと考えます。

最後に、神津島には保育園から高校まで1校ずつあります。高校では、今、総合的な探究

の時間に重点を置いて、島だからこそ実現できる教育価値を今行っています。

小学校と中学校の間に、制度としての連携はなく、今の現在ですと先生方の努力によって連携していると考えています。これは担当者が代わってしまえば、また形が変わる可能性、子供たちの学びの継続性についてが不安視されます。

制度として連携することで、教員の負担軽減、また子供たちの継続的な学び、高校の探求教育へと、自然に一本の線とつながるのではないかと考えます。これこそ神津島ならではの教育と考えるので、神津島の子供たちにとってどのような形がよいのか、教職員の方々の意見も伺いながら、前向きにご検討いただけますことをお願いします。

以上、質問を終わります。

○議長（石田隆美智君） これで4番、鈴木佑典君の一般質問を終わります。

ここで1時30分まで昼食休憩としたいと思います。

（午前 11時25分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午後 1時30分）

◎同意第2号の上程、説明、討論、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第5、同意第2号 「神津島村農業委員会委員の任命について」を議題とします。

この案件につきましては、5番、関 真樹君に関わる案件でもありますので、5番、関君の退席を求めます。

（5番 関 真樹君 退席）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明を前田村長に求めます。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、同意第2号 「神津島村農業委員会委員の任命について」提案理由の説明をさせていただきます。

農業委員会委員は、議会の同意を得て村長が任命することとなっております。令和8年7月19日をもって、現在の農業委員が任期満了となることに伴い、今回提案させていただくものでございます。

次のページ、2ページに定数の10名の方の名前が記載されております。この10名の方のう

ち、現在も農業委員としてご尽力いただいております、再任をお願いしたい方が7名いらっしゃいます。この7名の方は清水喜代志さん、浜川富子さん、藤井猛夫さん、清水章子さん、関 佐代子さん、清水公臣子さん、関 真樹さんになります。そして、今回、新たに神津島農業協同組合代表理事組合長の稲葉忠通さん、認定農業者の梅田 廉さん、鶏卵や野菜などの生産を行っている山田尚樹さん、この3名の方を新たに任命したいと思っております。

委員の任命につきましては、委員の過半数が認定農業者、この10名ですから、6人以上であること、そして利害関係のない者を1人以上を含めること。さらに、女性や青年の積極的な登用なども求められております。

そのことを踏まえて、今回任命する候補者の皆様が、農業に関する所見やそれぞれのお立場での専門性の高い所見をお持ちであり、農地の利用促進や農業振興など、その職務を適切に執行していただける適格者であると判断しまして、ご提案させていただくものであります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。なお、任期につきましては、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間となっております。

なお、農業委員会等に関する法律の一部改正が平成28年4月1日より施行されております、農業委員の選出方法が、従前の選挙方法、選挙という格好から変わっております。これによって、選挙制は廃止されて、議会議員からの選出もなくなっておるということをご理解いただきたいと思います。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

討論のある方は討論してください。

2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 人事について異議はないんですが、参考までに、推薦は村がメインなんでしょうか、この農業委員会のなっている人たちがこの人がいいというふうに考えるんでしょうか、どちらですか。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） これは村長が任命ということになっておりまして、ここはやはり村のほうからの選抜といいますか、そういう格好になります。

○議長（石田隆美智君） 討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） なければ討論なしと認めます。

それでは、日程第5、同意第2号については、1人ずつ順にお諮りいたします。

まず、清水喜代志君に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長（石田隆美智君） 挙手全員。

よって、同意することに決定しました。

続きまして、関 真樹君に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長（石田隆美智君） 挙手全員。

よって、同意することに決定いたしました。

続きまして、浜川富子君に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長（石田隆美智君） 挙手全員。

よって、同意することに決定いたしました。

続きまして、藤井猛夫君に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長（石田隆美智君） 挙手全員。

よって、同意することに決定いたしました。

続きまして、清水章子君に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（石田隆美智君） 挙手全員。

よって、同意することに決定いたしました。

続きまして、関 佐代子君に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長（石田隆美智君） 挙手全員。

よって、同意することに決定しました。

続きまして、清水公臣子君に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長（石田隆美智君） 挙手全員。

よって、同意することに決定しました。

続きまして、梅田 廉君に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長（石田隆美智君） 挙手全員。

よって、同意することに決定いたしました。

続きまして山田尚樹君に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長（石田隆美智君） 挙手全員。

よって、同意することに決定しました。

続きまして、稲葉忠通君に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長（石田隆美智君） 挙手全員。

よって、同意することに決定いたしました。

よって、日程第5、同意第2号「神津島村農業委員会委員の任命について」は同意することに決定しました。

ここで関 真樹君の入場を求めます。

(5 番 関 真樹君 着席)

◎承認第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第6、承認第2号 「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） それでは、承認第2号、専決処分といたしまして、神津島村税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回は、国の令和8年度税制改正において地方税法が改められたことにより、本村税条例の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、3点でございます。

1点目といたしまして、軽自動車税関係、2点目として、個人住民税関係、3点目に、固定資産税関係でございます。

続きまして、詳細説明ですが、お配りしております会議資料②（承認第2号）をご用意願います。

それでは、1点目の軽自動車税関係でございます。

初めに、(1)の環境性能割でございます。今回、地方税法の改正において、軽自動車税環境性能割が廃止されたことに伴い、本村税条例においても規定の整備を行っております。加えて、環境性能割の廃止に伴い、種別割という表現を軽自動車税へと文言の修正を行っております。

次に、(2)のグリーン化特例でございます。現在、燃費性能などの基準を満たす一部の車両について、軽自動車税を軽減する措置、いわゆるグリーン化特例が適用されておりますが、今回の地方税法の改正に伴い、その軽減措置を令和10年3月31日まで延長するものでございます。

続きまして、2点目の個人住民税関係でございます。

初めに、(1)の上場企業等の配当課税でございます。原則として、上場株式等の配当金については、その支払い時に住民税が源泉徴収されておりますが、納税者個人が保有する上場株式と、納税者の同族会社といたしまして、発行株式の50%以上を親族など一族が占めている会社が保有する上場株式の合計が3%を超える場合においては、住民税の源泉徴収が行われておりませんでした。今回、地方税法の改正に伴い、先ほどの事例においても配当金の支払い時に源泉徴収を行うよう、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、会議資料2ページをご用意いたします。

(2)の住宅ローン特別控除でございます。この住宅ローン特別控除とは、住宅ローンを利用してマイホームを購入した場合に、一定の条件を満たすと税金の控除が適用されるものですが、今回、平成11年から18年までに入居された方に適用していた住宅ローン特別控除について、その適用期間が終了していることから、地方税法の改正に伴い、規定の削除を行うものでございます。

次に、(3)肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例でございます。こちらは一定の基準を満たす肉用牛の売却に伴う住民税等の免除措置について、地方税法の改正に伴い、その適用を12年まで延長するものでございます。

次に、(4)の優良住宅地の長期譲渡所得でございます。こちらは一定の条件を満たす事業のために土地を譲渡した場合の課税特例について、地方税法の改正に伴い、令和11年度まで延長するものでございます。

最後に、3点目の固定資産税関係でございます。

初めに、(1)のわがまち特例でございます。このわがまち特例ですが、地方税法に規定

する固定資産税の特例措置として法律の定める範囲内で自治体の特例割合を定めることができる制度となっております。今回、再生可能エネルギー発電設備に係る特例を令和11年まで延長するとともに、バイオマス発電設備など、一部の固定資産の特例措置が終了することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、（２）の課税標準の特例でございます。こちらは地方税法の改正に伴い、新築住宅の固定資産税の軽減措置を５年延長するとともに、能登半島地震に伴う固定資産税の軽減措置が２年延長されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

最後に、本条例の施行期日ですが、令和８年４月１日としております。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君） この税条例の改正全体で、本村住民に実際に影響が生じる項目等があるのかというところと、住民負担が増える項目がありましたら詳細の説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） 今回の条例改正におきまして、住民に影響があるのは、軽自動車税の環境性能割の廃止となります。ただし、こちらはその環境性能割を廃止するものでございまして、環境性能割につきましては、自動車の取得の際に課税されるものでございます。ですから、今回、住民にとっては制度が廃止されることによって、住民負担の軽減になるかと考えます。

また、ご質問のありました、負担が増える条例改正の内容はあるかというところでございますが、今回の条例改正においては、住民負担が増えるという改正は原則ございません。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第６、承認第２号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたします。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君）　続きまして、日程第7、承認第3号　「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　それでは、承認第3号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、国の制度改正等に伴いまして、令和8年4月1日から新年度の課税実務に間に合わせるため、地方税法第179条第1項の規定に基づきまして、令和8年3月31日付をもって専決処分いたしましたので、議会にご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

今回の改正につきましては、主に地方税法施行令の改正に準拠した形で、定例的な基準の引上げと、子ども・子育て支援金制度の創設に対応するものでありまして、大きく二つの改正を行っております。

それでは、説明資料のほうをご用意させていただいておりますので、そちらに基づきましてご説明させていただきます。

まず、③のほうです。子ども・子育て支援納付金課税制度の説明でございますが、第2条第5項並びに第6条の3から第6条の5を追加し、新たに子ども・子育て支援分の課税区分を設けさせてもらいました。課税限度額を3万円、所得割を0.3%、均等割を1人当たり1,600円、18歳以上の被保険者均等割額を130円と規定させていただいております。

あわせて、その上、②第2条第2項等におきまして、医療分の課税限度額を66万円から67万円に引き上げております。

続きまして、⑤のほうです。低所得者等に対する経費措置の拡充でございます。第18条第1項第2号及び第3号におきまして5割2割軽減の判定基準となる所得金額、加算額ですね。そちらのほうを引き上げ、対象者を拡大させていただきました。

また、④その上、同条第1項から第4項におきまして、新設した子供分の税額につきましても、既存の法定軽減や未就学児、産前産後免除を適用するとともに、新たに18歳未満の被保険者に係る子ども・子育て支援分の均等割額を全額免除する規定を創設しております。

それで、最後、1番のほうです。こちらのほう、重要な変更点でございます。課税方式の

変更でございます。第2条第2号から第4項までの規定を改め、医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分の全ての課税区分におきまして、従来の4方式から資産割及び世帯別平等割を廃止しまして、所得割と均等割の2方式へと変更いたしております。これにつきましては、令和5年度の課税分より既に実施しております運用に合わせまして、条文の整備を行ったものでございます。

以上が改正の概要でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 国保税の改正ということで、新たに子ども・子育て支援納付金の課税がされるわけですが、今回、国民健康保険税の通知書がもう間もなく各家庭に届くわけですが、この新しく子ども・子育て支援納付金については、どういう形で税が示されるのか、その辺をお聞きしたいんですけれども。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） 国民健康保険税の納通につきましては、あした発送されます。そちらのほうの納通につきましては、新たに子供分として枠が創設されまして、そちらのほうにその分につきましては金額のほうに記載させていただいております。後期高齢分につきましては、7月に発送されますけれども、そちらのほうにつきましても、子供分として、新たに行のほうを追加して、幾ら課税されているかというところが明らかになるような形でレイアウトしてありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） この新たにできた保険税について、これについては、住民に対してPRとか、そういうものはされなかったんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） こちらの課税につきましては、昨年の予算の段階で12月と3月の補正にシステム改修のほうを上げさせていただいております。その際に、議会のほうからしっかり住民に周知するようというようにことを指摘されましたので、12月と3月に全戸配布させていただいていますし、3月から4月に文字放送のほうで告知のほうをさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） この子ども・子育て支援納付金、課税の限度額が3万円、こちらのほうの税金というのは新設なんです、何に使われるのか、特に島民が受けられる、この具体的な給付が分かれば説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） 今の質問ですが、主に6政策、子供のほうございまして、児童手当の拡充、育児時短就業給付金、育児期間中の国民年金保険料免除、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付、こども誰でも通園制度というのが国の示している政策でございまして、条件に見合えば神津島の住民も受けられるということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（石田隆美智君） 4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） 現時点で、神津島にとって何かこれにメリットがあると給付がされるというものは、明確には何かありますか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） 村特有の独自のものではなく、国の政策に基づいた財源不足を今回、保険料に上乗せして徴収するというようなことでございますので、村独自の支援政策ということについては特にございません。

○議長（石田隆美智君） 3 番、清水君。

○3 番（清水 勉君） 今回の条例改正については、特に異議はないんですけれども、関連で質問させていただきます。

ご承知かと思うんですけれども、今の改正案と同じ名称の子ども・子育て支援における医療保険加入者全員1人当たり、国保加入者は世帯単位のようにですけれども、この4月から月額当たり負担し、税に上乗せするというふうに、それ聞いているんですけれども、その辺は今の改正の、条例改正にやつとはまた違うものなんですか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） 恐らくその税というのは、国民健康保険税のことをもしかしたら意味をしているのかなというふうに思っています。実際、我々も共済保険なんですけれども、全世帯というか、全世代の日本国民が子ども・子育てのために負担するというようなのが今回の趣旨でございます。18歳未満の方については、基本、最終的には均等割の全額免除になるような規定を設けてありますけれども、一応日本国民全員が負担す

るというようなこと、この制度の形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 今の聞いた事業で、今年度から令和10年度までの3か年、期限付で税額がかかるというふうに聞いたりしているんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） 先ほど説明させていただきました6政策を実施するのに、国のほうの財源としては2兆円ほど不足していると、そのうちの1兆円をこちらのほうで補う、この支援金で補うというようなことで、この政策自体は10年で終わるわけではなくて、恒久的に取りあえず現時点では続けていくものでございますので、たまたま令和10年までに段階的に引き上げていくということが全面的に出ていますので、もしかしたら取りようによっては10年で終わるというような形で感じられる住民の皆さん、国民の皆さん、見えるかもしれませんが、取りあえず3年で段階的に値上げしていくというような感じでございます。

今年でいえば、多分国民健康保険でいえば、1世帯当たり400円から500円ぐらい負担なんですけれども、実際年を追うごとに徐々に上がっていくというようなことでございますので、10年で終わりというわけではなくて、10年で段階的に国債を発行しなくても、その保険料だけで賄い切れるような形で補うための財源措置ということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第7、承認第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたします。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第8、議案第23号 「神津島村手数料条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） それでは、議案第23号 「神津島村手数料条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

本条例案につきましては、補正予算でも計上させていただいておりますキャッシュレス決済等に対応するため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表のほうをお願いいたします。

現行の第3条の規定におきましては、手数料は申請の際にその場で徴収することが原則となっております。しかし、キャッシュレス決済を導入した場合、証明手数料につきましては、決済代行会社を通じまして後日納入される予定であることから、事務の性質上、申請の際に徴収することができないということでございますので、今回の改正となっております。

あわせて、第2項を新設いたしまして、万が一システムエラー等による過誤納等があった、特別な理由がある場合には、原則不還付であった手数料を適正に還付できるよう、併せて改正を行うものでございます。

そのほか、別表で規定させていただいております各種手数料でございますが、国の法令改正等に伴いまして、関連事務の見直しや既に存在しない証明手数料が規定されておりましたので、併せて整理をさせていただきました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 新旧対照表の2のところ、村長が特別な理由があると認められるときはその全部または一部を還付することができる。この理由として想定されるのは、キャッシュレス対応なので、何かPCの不具合とか何かということなんですけれども、それ以外に何かあるのかというところをお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） 一般的に、機種の不具合等を想定しておりますが、窓口等においてもそうなんですけれども、間違っ

失といっちはあれなんです、勘違いでちょっと請求してしまったとか、そういった場合を想定して、原則不還付だったのを特別な事情がある場合については訂正させていただくという事を想定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） この判断というのは、村長が認めて、庁内でもその基準というのは共有するということでよろしいでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） 議員おっしゃるとおりで結構です。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第8、議案第23号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第24号～議案第28号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） ここでお諮りします。

日程第9、議案第24号 「神津島村公の施設の指定管理者の指定の手数料等に関する条例」から、日程第13、議案第28号 「神津島村老人福祉館設置等に関する条例の一部を改正する条例」は関連がございますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第28号までを一括議題とすることに決定しました。

議案第24号から議案第28号までの提案理由の説明を求めます。

福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） ただいま上程されました議案第24号から議案第28号までの5条例案につきまして、一括してご説明申し上げます。

今回の5本の条例案につきましては、福祉課が所管する4施設におきまして、近年の多様化する住民ニーズへの対応や将来的な民間活力の導入に伴います柔軟かつ効率的な施設運営を可能とする指定管理者制度の導入等を目的としまして、その共通手続となる基本条例の整備並びに各施設の条例につきまして、新設及び改正により一体的に整備を図るものでございます。

まず初めに、議案第24号 「神津島村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」についてでございますが、本条例につきましては、今後、本村が公の施設として管理する各施設に対して指定管理者制度を導入、運用するに当たりまして、事業者選定の公平性、客観性、そして透明性を担保するため、制度的基盤となる基本条例として新たに政令制定するものでございます。

主な内容といたしましては、指定管理者の募集を原則公募とし、申請に当たっては事業計画書等の提出を求めることとしております。また、選定基準といたしましては、住民の平等な利用や経費の縮減など4項目を定める一方、本村の地域性を考慮し、工業団体や支援団体など、公募によらず選定できる選定の特例を設けております。さらに、公平性を確保するため、選定委員会の設置や毎年度終了後の事業報告書の提出義務などを想定し、適正な管理運営を担保するものでございます。

続きまして、議案第25号 「神津島村高齢者生活支援ハウス設置及び管理に関する条例」についてでございます。本条例は、高齢者生活支援ハウスの適正な管理運営体制を確立するため、新たに村の公の施設として設置及び管理に関する重要事項を条例として制定するものでございます。

主な内容といたしましては、利用資格や村長の承認に関する規定、施設の適切な維持管理や利用制限に関する基準を明確に設けます。あわせて、さきに説明させていただきました指定管理者の手続条例に基づきまして、将来的に指定管理者制度を活用した柔軟かつ包括的に管理運営を行えるよう、委任できる業務の範囲や準用規定などを条項をあらかじめ整備するものでございます。

続きまして、議案第26号 「神津島村地域活動支援センター設置及び管理等に関する条例」についてでございます。本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設である地域活動支援センターについて、同じく村の公の施設として法的に位置づけを明確にし、適正な管理運営を行うため、新たに設置及び管理に関する事項を条例として制定するものでございます。

主な内容としたしましては、センターが担うべき福祉事業を明確に規定するとともに、対象となる利用者の範囲や利用の承認、制限に関する手続を定めます。さらに、将来的に指定管理者制度による柔軟かつ包括的に管理運営を行えるよう、手続条例を適用するための規定をあらかじめ盛り込むものでございます。

議案第25号、第26号につきましては、今まで要綱によって運用してきた経緯がございます。しかしながら、長年委託料を支出して本施設を管理していただいている以上、行政財産であることから、今回、公の施設として条例化するものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第27号 「神津島村生きがい健康センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第28号 「神津島村老人福祉館設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、改正の趣旨は同様でございます。いずれの施設も、これまでは個別の業務委託方式等により運営を行ってまいりましたが、将来的な施設運営の選択肢を広げ、指定管理者制度による柔軟かつ包括的に管理運営ができるよう、所要の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容としたしましては、指定管理者が行う業務範囲を明確に規定するとともに、利用制限や承認の取消し等、許認可行為を行う際における村長との事前協議等の規定を明確にし、公の施設としての主体的関与と的確な管理を担保することとしました。

なお、これら各条例案につきましては、議会で可決いただいた後に速やかに施行規則や要綱等を整備、改正するなどし、実務的な運用を適切に図ってまいりたいと思います。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、いずれの条例案も適正な行政執行と福祉課所管施設における今後の効率的かつ柔軟な施設のために必要な条例の整備でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

以上で説明終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 高齢者生活支援ハウス設置及び管理等に関する条例の中で、3ページですね。支援ハウスを利用することができる者は次の各号に該当しと書いてあります。例えば、村内に住所を有する65歳以上独り暮らしの者とか、あるいは家族に援助を受けることが

困難な方とかありますけれども、ここに具体的に要支援とか、1・2とか、うたっていないんですけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） ただいまの質問についてですが、実際のところは、施行規則のほうをまた設けて、細かな運用については規定させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 現在、高齢者生活支援ハウスが発足した当時は、たしか65歳以上でも全然支援もついていない元気な方が入っていたんですね。そこで、年数がたって行って、要支援がつくと退去せざるを得なくなって、10年以上前は1人か2人になってしまったんですよ。そこで、では、もう廃止するのかと、どうするのかと、そういうことになりまして、村と協議して、それから東京都の福祉保健局に行きまして、要支援とか介護1程度ついても入るような施設に、24時間介護支援サービスができるような形ということになったんですね。

そこら辺が、まだまだきちんと定まっていなかったから、この新しくこういう条例をつかって、そこら辺は当然村とまたやすらぎの里のほうと、そこで相談しながら、実際の利用者のことも考えながら進めて行って、できれば要支援1・2、介護1ぐらいは入れるような施設で、現在11名の定員に今6名ぐらい入っているんですね。ということで、そこら辺は確認して相談していただければよろしいのかなと、かように思います。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 神津島村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例についてのちょっと質問をします。

こちらは、指定管理者の指定に伴っての整備だと思います。こちらのほうの条例のほうの、選定委員会第7条のところ、こちらのほうの選定委員についての人数と構成についてを説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） ただいまの質問についてお答えいたします。

全国の自治体の例を参考にして今想定はしていますけれども、こちらの担当レベルの想定では、委員長を副村長といたしまして、関係課長などの職員をベースに構成するように考えております。

ただ、必要に応じて、外部の有識者の意見を聞けるような形でできる規定を設けたいとい

うふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） 分かりました。

次に、第 2 条のところで、（4）指定の期間とあります。この条例に指定の期間、上限が定められていないんですが、何年を想定しているのかというところと、参考に新島のほうを見ましたら、5 年以内というのがあったので、神津島ではそれを上限を設けないのか、説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回、期間を設けなかった、明記しなかった理由といたしましては、対象施設の設置目的や性質に合わせて、柔軟に管理期間を設定できるようにするため、あえて期間のほうは設けませんでした。

ただし、実際の財政運営とか、実務上のコントロールを考えますと、複数年指定に伴って設定する債務負担行為のほうと、債務負担行為の予算管理や社会情勢の変化に伴う見直しのサイクルを考えますと、3 年から 5 年が適当ではないかなというふうに考えております。

いずれにしても、こちらのほう、自治法の 244 条の 2 の第 6 項の規定によりまして、指定管理者の選任におきましては、議会の議決のほうが必要となってきますので、その際に慎重に審議いただきまして、ご意見賜れればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） 最後に、条例の中で島内、島外という要件は設置していないので、この人手不足によって島外からの指定管理を受ける方もいると思います。ただ、島外の団体の方が選定された場合に、例えば現場スタッフのほうは地元の雇用を優先していただくとか、協定書とか、募集要項とか、そちらのほうの条件は明記する予定があるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） ただいまの質問ですが、今の現時点では、島外の指定管理業者のほうは取りあえず想定はしてなくて、そちらのほう、理由としましては、今回対象にしているのが、福祉課所管の施設というようなことで、どちらにしても利用者の皆様の安心・安全を最優先に考える必要があるということと、今既に委託のほうをしていたっている事業者様との間で、利用者のほうが長年培ってきた信頼関係というのがございまして、そちらのほうを崩してまで島外の事業者のほうというようなことを今のところでは考

えておりません。

ただ、今4番議員がおっしゃるように、いずれそのようなことがないとも限りませんので、当然その公募を行う際の条件とか、協定書のほうには、地元雇用の優先や現状従業員の雇用の継続というようなことは条件として付したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 第3条で申請して、それから第5条では候補者の選定を行うわけですが、議案第24号で話しているんですけれども、附則で、この条例は公布の日から施行するになっているんですけれども、以前の例えば今委託契約を結んでいる団体さんについては、取扱いについてはどういう形になるのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） 今の質問にお答えします。

附則の2のほうにつきましては、通例の条例を制定する際の通例にのっとり、設けさせてもらったというようなことで、実際、施行前にその手続等をしているということは一切ございません。現状今お願いしている事業者様については、今までどおりというようなことでやっていただいて、この条例は議決された後に今ある事業者さんも含めまして、指定管理者として適当かどうかというのを総合的に判断して検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 同じく、議案第24号の4ページです。第6条の（3）公募を行うことにより施設の設置目的を達することが困難であると認めるときなんですけれども、どのようなケースが想定されるのか伺います。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） ただいまの質問にお答えします。

現在想定しています施設、先ほども説明させていただきましたけれども、利用者の安心・安全の確保や住民サービスの継続性が最優先される施設ばかりでございます。一応その事業選定の中に、コスト面のほうも一応ありますけれども、特に福祉施設でございますので、コスト面ばかり重視しまして選定してしまうと、利用者様等の不安感にもつながる可能性が十分考えられます。

現在の利用者様との信頼関係、長年にわたって築き上げてきた信頼関係を壊すことがなるような、そういったような業者様にならないような形で考えたときに、今のまま引き続き委

託していただいている業者様が適当だと考えるのであれば公募はしないをお願いしようかというふうに考えておりますが、ただ、第6条の同じところの4項に、やはり事前に同じような書類のほうは提出していただかないといけない規定になっております。事業計画書とか、収支予算書のほう、そちらのほうを出していただきまして、協議して、最後に選考委員会で選定し、最終的に議会の議決をいただくというようなフローを考えているというか、フローのほうを規定しておりますので、そちらのほうで十分監視活動ができるかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、議案第24号から議案第28号まで、1件ずつ順にお諮りします。

お諮りします。

日程第9、議案第24号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第10、議案第25号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第11、議案第26号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第12、議案第27号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第13、議案第28号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第14、議案第29号 「神津島村介護保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） 議案第29号 「神津島村介護保険条例の一部を改正する条例」につきましてご説明を申し上げます。

本条例案は、令和7年12月19日付、厚生労働省老健局長通知などを受けまして、本村の減免規定を適切に整備するものでございます。

この国の特例措置は、税制改正に伴いまして、給与所得控除の最低保障額が引き上げられたことによりまして、住民税においては、非課税となる方が増える一方で、介護保険料の算定においては、国の政令により控除額が従来の金額に据え置かれるため、住民税は非課税であるにもかかわらず、介護保険料のみがシステム上、所得段階が上がると判定されてしまう不利益が発生することが見込まれます。本改正は、このような国の制度改正の影響によって、村民の皆様には保険料の負担増が生じるのを防ぐため、令和8年1月9日付事務連絡に基づきまして、特別の事由があるものという包括的な減免措置を講ずるものでございます。

なお、今回の給与所得控除の見直しに伴いまして、本村に対象となる村民がおられるか精査をいたしましたところ、本町においては該当する方がいないということが判明しておりますので、併せてご報告いたします。

しかしながら、今回の改正は、今後も国において同様の予期せぬ税制、制度改正を行われた際または急激な社会経済情勢の変化が生じた際、条例のその都度改正を要することなく、村の判断で柔軟かつ機動的に村民の皆様の負担を軽減できるよう、包括的な法的根拠をあらかじめ設けておくものでございます。あわせて、災害その他のやむを得ない事由によりまし

て、申請期限に間に合わなかった方の期日後申請を受け付ける手続上の例外規定を恒久的に追加するものでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第14、議案第29号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

ここで2時45分まで休憩といたします。

（午後 2時25分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午後 2時45分）

◎議案第30号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第15、議案第30号 「職員住宅建築工事請負契約」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） それでは、議案第30号 「職員住宅建築工事請負契約」についてご説明いたします。

本案は、令和8年6月9日、指名競争入札による請負契約につきまして、契約締結に当たり、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書別紙をお願いいたします。

1、契約の目的、職員住宅建築工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、1億3,695万円。

4、契約の相手方、株式会社鈴木工務店。

5、工期、契約締結の翌日から180日。

6、支出科目、一般会計、（款）総務費、（項）職員住宅管理費、（目）職員住宅管理費。

なお、工事の内容につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） それでは、ご説明させていただきます。

村営住宅七軒町K号棟の2期工事となります。令和6年度の1期工事で、単身用を4世帯、世帯用を6世帯整備させていただきました。今年度は2期工事として、世帯用4世帯を整備する予定です。

会議資料をお願いいたします。

今回の工事では、コンテナ設置とドア、窓取付けほか、敷地入り口の擁壁撤去及び敷地入り口の拡幅、隣地敷地擁壁撤去の工事までとし、内装に関しては、来年度以降の施工とする予定です。

設置と内装に分けた理由といたしまして、様々な世界情勢が影響し、建築資材の調達が困難を極めており、現時点で混乱収束の見通しは立っておらず、年度内の完成が厳しいと判断したためです。資材の価格的にも、当初予算計上時の価格では調達できない状況となっており、改めて積算が必要だと考えております。

コンテナ製作に関しては中国で行いますが、現時点では大きな混乱はないと聞いております。このような理由から、今年度はコンテナ設置とドア、窓取付けの工事までを行い、来年度以降で内装工事を行う計画とさせていただきました。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） すみません、ここでちょっと議案の中で誤字がございました

ので訂正をさせていただきます。

議案書 1 ページにおきまして、文章 3 行目、別紙のとおり「購入契約」としてありますが、失礼いたしました。こちら、「請負契約」ということで、おわびして訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（石田隆美智君） 質疑をしてください。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第15、議案第30号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第16、議案第31号 「温泉 6 号井新規掘削工事請負契約」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） それでは、議案第31号 「温泉 6 号井新規掘削工事請負契約」についてご説明いたします。

本案は、令和 8 年 5 月18日、競争入札以外の方法による契約に関する条例第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づく特命随意契約の締結につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書別紙をご用意願います。

1、契約の目的、温泉 6 号井新規掘削工事。

2、契約の方法、特命随意契約。

3、契約金額、7,711万円。

4、契約の相手方、東邦地水株式会社。

5、工期、契約締結の翌日から180日。

6、支出科目、一般会計、（款）商工費、（項）商工費、（目）温泉施設費。

なお、工事の内容につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、高橋君。

○産業観光課長（高橋基樹君） それでは、温泉6号井新規掘削工事請負契約の工事内容について説明させていただきます。

掘削場所ですが、会議資料の1ページをご覧ください。

温泉保養センター駐車場のめいし方面になりますが、駐車場内に大きな岩がございます。

その先が今回の新規に6号井を掘削する場所となります。

工事の概要といたしまして、会議資料の2ページ、3ページをご覧ください。

高さ18メートルほどの掘削機、ボーリング機を設置し、深さ200メートルほど掘削いたします。温泉を継続的にくみ上げることができることを確認し、地上までのくみ上げに必要な井戸の管を設置する工事となります。

新規に井戸を掘削する理由ですが、現在使用している5号井の温泉をくみ上げる配管の内部の劣化の進行につれて、今後、お湯をくみ上げる能力が低下していくことが想定されます。現在は、5号井の湯量、くみ上げる能力に問題はございませんが、温泉をくみ上げる能力がなくなる前に、新規に6号井井戸を掘削し、井戸の管を設置するものでございます。

工事につきましては180日、本件のご承認がいただけたら、本日が契約日となりまして、明日の6月12日が着手日となります。工期の最終日は、来年3月11日となります。

以上で説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 6号井工事自体に何も反対があるわけではないんですが、今の課長の説明だと、200メートル掘れば必ずお湯が出てくるという判断ですか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、高橋君。

○産業観光課長（高橋基樹君） 令和5年度に委託しました温泉源調査委託というのがございまして、その自然放射能探査というものになるんですけれども、高強度の分析結果が出た時点となります。温泉保養センターの鯖崎トンネルの出口を出たところから、めいし公園の辺りまで、道路沿いに590メートル、そして100か所の測定をさせていただきました。ここで高

強度の分析結果が出た地点が11か所ございますが、温泉保養センターに近い場所ということで2か所ございまして、今回の掘削する場所、もう一つが、掘削する場所からさらにめいし方面に行っていただくと待避所があると思うんですけれども、ここが二つ目の高強度の分析結果が出たところでございます。

実際に200メートルぐらいのところに、温泉の水脈があるというのが分析上は出ておりますので、必ず出るかという質問ではございますが、200メートル掘れば温泉というか、水脈がありますので、くみ上げることが可能だというふうに考えております。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） ちなみに、参考までにお伺いしたいんですが、5号井が使用を始めて何年ぐらいもったんでしょうか。それで、その5号井の使わなくなった後というのは、ただのそのまま放棄しておくという判断でいいんですか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、高橋君。

○産業観光課長（高橋基樹君） 5号井ですが、平成27年に利用開始しております。現在のところ、くみ上げる湯量に、先ほども説明しましたとおり、問題はございません。ただ、配管の中に破損している場所がございまして、それがいつ壊れて、くみ上げる能力、くみ上げることができなくなるというおそれがございます。

実際に汲み上げることが不可能となってしまった場合には、もう一度同じように掘削をして、新しい井戸の管を設置するということになります。ただ、新規に井戸を掘る金額と工事費と、それから配管を新たに設置するという工事費用が同じ金額になってしまうということです。今では代わりの6号井を掘って、実際に5号井が使えなくなったときに、また改めてサブの5号井の井戸を再利用するような形で工事をするのか、そのまま置いておくのかというのは、そのときに考えていきたいというふうに考えております。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 6号井を掘ってうまくいっても、やはり何十年かすれば、また塩化、海水の混じっているような温泉ですから、さびが出てきて、いずれ同じ運命。ということは、掘るのと保存が同じ料金では、これはやはり新規にこしたことはないんですけれども、何らかの対策というものを考えておかなきゃいけないのかなということで、要望しておきます。別に返事は要らない。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 本工事は、200メーターというのは先ほど聞いたわけですがけれども、

この200メートル掘削をして、あと、例えば来年度ポンプを購入して、それから配管工事までやる考えがあるのか、ないのか。

先ほどの説明だと、何かもしかしたら伸びるのかなという気もするんですけども、現時点の考え方として、いかがなんでしょうかね。来年度に実行するという考えがあるのかどうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、高橋君。

○産業観光課長（高橋基樹君） 令和8年度につきましては、6号井の新しい井戸の管を掘削する、そして新しい土管を設置するという工事と、それからお湯が継続的に出るのか、くみ上げることができるのかという揚湯試験というのがございまして、その揚湯試験をクリアした後に、今度はくみ上げる動力、ポンプですね。これを設置するための申請をさせていただきます。

これが令和8年度の事業の計画となっておりまして、令和9年度につきましては、動力のポンプ設置が可能という許可が下りましたら、年度が変わって令和9年度に動力のポンプを設置し、さらには、ただいま使用している5号井のほうに配管を直結するような形での工事を考えております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 6号井の掘削工事、これは駐車場、奥の駐車場を使うとなると、駐車場がなくなってしまうので、非常に狭隘になると。そうすると、温泉保養センター手前の松風公園でしたか、潮風公園でしたか、そちらのほうに新しく駐車場をつくるとか、そういうお考えありますか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、高橋君。

○産業観光課長（高橋基樹君） 本工事におきまして、占有してしまう駐車場なんですけれども、全体としては25台分の駐車スペースがあるのですが、今回、掘削工事に伴いまして、9月以降、繁忙期以降に6台分ぐらいを占有してしまうという形になってしまいます。

ご質問の松風遊歩道の辺りに、新たな駐車場を設置する考えはないのかということでございますが、皆様ご存じのとおり、崖地になっておりまして、遊歩道の部分を少し改修をかけて駐車場にしてしまう、または崖地になっているところを切り崩して、平らにして、駐車場のスペースをするというような、そういったことも検討の中にあっただのですが、現在のところは難しいということで、また別の形で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） この新規の掘削によって、駐車スペースというものはあると思うんですけども、既存の温泉への想定される影響というのは、何か考えられることがあるんじゃないかな。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、高橋君。

○産業観光課長（高橋基樹君） 温泉への影響ということですが、先ほども説明させていただきましたとおり、駐車場に関しては影響があるのかなというふうに考えております。ただ、温泉のほうの営業に関しては、全く、令和8年度につきましては影響がございません。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） この掘削によって、例えば湯量が変わってしまうとか、そういったような影響はないということでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、高橋君。

○産業観光課長（高橋基樹君） 湯量に関しましては、同じ5号井、今供給している5号井の井戸と同じ水脈というふうに限ったことではございませんので、影響がないというふうに今判断させていただいております。実際にお湯をくみ上げて、湯量に変化が生じる可能性もございますが、現在のところは5号井、現在使用している温泉井戸に影響が出るものとは考えておりません。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第16、議案第31号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第17、議案第32号 「霊柩車購入契約」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） それでは、議案第32号 「霊柩車購入契約」についてご説明いたします。

本案は、令和8年4月1日、競争入札以外の方法による契約に関する条例第3条第1項第3号の規定に基づく特命随意契約の締結に当たり、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の別紙をご用意いたします。

1、契約の目的、霊柩車購入。

2、契約の方法、特命随意契約。

3、契約金額、734万6,420円。

4、契約の相手方、有限会社神津島ダイハツ商会。

5、工期、契約締結日から令和8年9月30日。

6、支出科目、一般会計、（款）衛生費、（項）保健衛生費、（目）環境衛生費。

なお、契約内容につきましては、担当課長よりご説明いたします。

○議長（石田隆美智君） 環境衛生課長、浜川君。

○環境衛生課長（浜川浩一君） それでは、「霊柩車購入契約」詳細内容についてご説明いたします。

まず、購入目的ですが、現在の霊柩車については、購入より33年が経過し、老朽化による劣化が生じております。車両修繕においても、生産中止の部品も多く、中古部品等で対応しているため、修理期間についても時間を要することがあります。このため、霊柩車の運用の安定化を図ることを目的として、車両の更新購入をいたします。

主な仕様ですが、車種は日産のキャラバン、ガソリン車のAT車となります。外装の色は白となります。特別仕様として、防錆加工、霊柩車架装装備一式となります。なお、後部座席の配置につきましては、旧霊柩車と同様の配置となります。その他詳細につきましては、会議資料でご確認をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第17、議案第32号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石田隆美智君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、採決

○議長(石田隆美智君) 続きまして、日程第18、議案第33号 「令和8年度東京都神津島村一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を、地方債補正から歳入歳出全款にわたり求めます。

企画財政課長、高橋君。

(企画財政課長・説明)

○議長(石田隆美智君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

3番、清水君。

○3番(清水 勉君) 9ページの一番上の地域未来交付金74万7千円。この額が歳出11ページの財産管理費の委託料、充当されているんですけども、この交付金の内容というものはどういうものでしょうか。

○議長(石田隆美智君) 福祉課長、田島君。

○福祉課長(保育園園長兼務)(田島孝二君) ただいまの質問にお答えします。

昔でいうデジタル田園都市構想交付金、通称デジ田と多分言っていた交付金があったと思うんですけども、その後継の補助金でありまして、今回、デジタル実装型メニューというメニューを使って、DXを活用して地域課題の解決や住民サービスの利便性の向上を図るというものが事業対象にございまして、今回この地域未来交付金が当たっているのが、13ページの郵送請求キャッシュレス導入業務委託料149万4千円の2分の1、74万7千円が当たっているということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(石田隆美智君) 4番、鈴木君。

○4番(鈴木佑典君) その13ページのところの郵送請求キャッシュレス導入業務委託料104万5千円、その下に使用料及び賃借料として、利用料で26万4千円、月次基本料で2万円と

計上があるんですけれども、こちらの内容の説明を伺います。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） 先ほど条例改正のところでもご説明させていただきましたが、今回、郵便請求、戸籍住民票、税証明が郵便請求でされるわけなんですけれども、現在は郵便局のほうで発行している定額小為替証書を封筒に封入して申請してくるというようなことを行っております。

現在、こちらのほうは、戸籍と住民票のほうが広域交付になったんですけれども、年間を通してほぼほぼ100%なんですけれども、請求してくるのが弁護士、司法書士、士業の方と金融機関、貸付金の回収なんかで、この方がどこにいるかというような問合せでしてくるのがほとんどということで、ほとんど一般の住民の方というのが、島外の住民の方というのはほとんどゼロに近いというようなことで、士業の方、そういう関係者の方が多いということで、その事業所の方が現金でなくて小為替証書で郵便局に出向いて購入するわけではなくて、クレジットカード、コーポレートカード等でキャッシュで支払うような形で、利便性の向上を図るというのが大きな今回の導入の目的なんでございますけれども、内容といたしまして、104万5千円のほうは、そのシステムの導入料ということで、委託料として上げさせてもらっています。残りの28万4千円につきましては、キャッシュレス導入のほうをしているベンダーとは別に、キャッシュレス代行業者のほうに支払う使用料というようなことで、基本料のほうは2万円というふうになっておりますが、実際は使用料、例えば住民票なら300円、戸籍なら450円とかありますけれども、それについて3%の手数料はかかりますので、その手数料については、それを差し引いて、手数料を振り込んでくると。それが月次の、現時点で考えている決済業者は、月締めで毎月振り込んでくるというような内容でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） ちなみに、これは請求をしてくる弁護士なり、企業なりというのは、年間どのぐらいあるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） 令和7年度の実績ですけれども、戸籍のほう93件で、住民票のほう53件、戸籍のほうは件数掛けるそのまま発行枚数というわけではなくて、1件につき除籍謄本とか、戸籍謄本とか、いろんな謄本類を、謄本、抄本類を請求してきますので、93件に対しまして、請求のほう250枚ぐらいの諸証明を発行させていた

だいているというような状況でございます。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 29ページで、需用費でお伺いします。鈴木テル子作品集購入費とありますが、100万円。これは現存する、今所有者誰か知りませんが、その全部というか、何点なのか、まずそれからお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 教育課長、佐野君。

○教育課長（佐野弘明君） それでは、お答えいたします。

こちらはご存じのとおり、神津島ご出身の方の人形作家でもございます鈴木テル子氏の作品集を、全戸配布するための購入費でございます。昨年、教育委員会では、島内外から作品を集めまして、そちらをデータ化して、そのデータを基に作品集を制作いたしました。このたび村民の方や関係機関の方からの要望もあり、全戸配布を計画したものでございます。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） すみません、私の勘違いしまして質問を。鈴木テル子さんの現物の絵というのは、まだ残っているのでしょうか。それが残っているとして、どのくらいあるのか。それで、また鈴木テル子さんの現存している作品集を展示する場所、それはどういうところを考えているのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 教育課長、佐野君。

○教育課長（佐野弘明君） それでは、お答えいたします。

現存する作品数につきましては、確認をして後ほどお答えさせていただきます。

現在、デジタル化された作品の展示場所なんですけれども、現在のところの案ですけれども、例えば学校での授業に活用をしたりですとか、あと郷土ふれあいまつりでの上映、また、村ホームページ等での紹介、あと、資料館の1階または2階のモニターでその作品を映像として上映するというような計画を立てております。

○議長（石田隆美智君） 教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） すみません、少し補足させてください。昨年度つくった作品集の中に所蔵先が書いてありまして、人形、また、絵画ともに多くのものが資料館のほうに所蔵されておりまして、今回、作品集を作成したということもありまして、そのうち数点、十数点ぐらいですかね、実際に今、郷土資料館の1階、2階部分にも展示させていただいてございます。

やはり劣化等のおそれもありますので、一応ふだん倉庫のほうで管理はしておりましたが、

このたび作品集を作成するに当たって出しましたので、それから生きがい健康センターのほうにも8点ほどですかね、飾られております。また、大島の老人ホームにも13点ありまして、そちらのほうも今回の作品集のほうに掲載させていただいております。

今回、1千部作品集をつくりました。また、補足としまして、佐久市のほうにも、佐久市長、また佐久市の教育長のほうにも送らせていただいたところ、ぜひ佐久市の中央図書館のほうにも置きたいという要望もございましたので、また今回予算計上、可決されましたらできましたものを全戸配布、プラス、関係機関から要望のあったもの等も含めて、送らせていただければと思っております。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 確認だけです。その大島と佐久、大島にもある、佐久にも送ったという話なんです、それは寄贈という形ですか、それとも、貸してやるということですか。今説明した大島と佐久に。

○議長（石田隆美智君） 教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） 佐久のほうには今回、すみません、昨年度つくったものを市長と教育長のほうに作品集を寄贈しております。寄贈しました。それから、大島の老人ホームのほうにあるものは、テル子さんが老人ホームのほうに入所されていた当時描いたものと思われませんが、そちらが実際に大島の老人ホームのほうに原画が、老人ホームの廊下のほうに飾られて、寄贈ではなくて、そちらはテル子さんが大島老人ホームにいた時代に、そこで描いたものが大島老人ホームのほうに飾られていると。

今回こういった作品集をつくるに当たって、著作権等については、特段もう作品につきましては、いろいろなところで使ってくださいというところで、以前の社会福祉協議会ですかね、神津島の関係者の方々が行って、そういったお話をして、実際に大島の老人ホームのほうにあった人形等々も、そのほとんど神津島のほうに運ばれてきて今、資料館のほうにあります。そのうち13点ほどが大島の老人ホームのほうにそのまま残して、実際に大島の絵等々もありますので、そちらは、13点ほどは大島のほうに残ってあるというところでございます。

また、このうち神津島にゆかりのある絵がそのうち2点ほどありましたので、大島の老人ホームのほうでは、こちら神津島のほうに寄贈というか、鈴木テル子さんが、ご両親が生まれた神津島のほうに返してもというところで協議してくれているということでございます。

すみません、長くなりました。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 私は何も責めて聞いているのではなくて、寄贈であるならば寄贈で、今の話だと、大島は逆にこちらに寄贈してくれるということなんですよね。その辺を責めているわけではないので、はっきり言ってテル子さんが入所しているときにも、実際には寄贈した形になっているんでしょうということを聞いてみた。だから、今の教育長の答弁で2点ばかり神津関係のものがあるから寄贈すると、大島から逆に神津。

だから、そういう作品をつくるぐらいなら、せめて何年に描いた絵だとか、全部で何点ぐらい描いた人だとか、何かしらの説明がついていてもいいのではないのかなと思ったので聞きました。今答えができないことは、別に後でも結構です。

○議長（石田隆美智君） 教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） 作品集の中には、分かる限りで、その作品に制作年数等があるものは、実際に作品集のほうにも記入させていただいております。それから、寸法も今回測りまして、絵画、人形ともにですね。また、作品の題名ですかね、テーマ、そこらにつきましては、実際に資料として、写真と、そういった物も、制作年代等も残してあるものもありますので、そちらから転記して、ないものについては、実際に寸法等を測って記載、年代については、記入されているものがあるものは全て記載ということでさせていただいております。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

5番、関君。

○5番（関 真樹君） 23ページのモニュメント撤去工事の件ですけれども、このモニュメント、船か何かの鐘ですよ。それは撤去した後は、今度はどこかに移転するとかはあるんですか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、高橋君。

○産業観光課長（高橋基樹君） 先ほどの説明にもございましたように、漁協の事務所の移転に伴いまして、モニュメントを撤去するというような内容でございますが、移設ですとか、それからどこかに運んで保存しておくとか、いろいろな選択肢の中から考えた結果、移設が現実的ではないというような形で判断させていただきまして、今回撤去するというような形をとらせていただきます。

かとれあ丸の鐘がついていたりですとか、それからコーガ石でできたモニュメントでございますので、現在使用されている素材をできる限り保存するような形で撤去させていただきまして、その素材を十分に今後生かすような形で観光客の動線、それから新たな場所にモニュメント利用向上につながるような形、さらには耐震、そういったものも設計の中に組み

ていただいて、有効な活用方法を時間をかけて検討していきたいと考えております。

○議長（石田隆美智君） 7 番、鈴木君。

○7 番（鈴木国忠君） 19ページ、衛生費ですね。塵芥処理費の工事請負費で、今回962万7千円計上しています。新規事業というような説明でしたけれども、清掃センターの改善工事につきましては、毎年年次計画を立てて改善工事を行っていくということで理解しているわけですが、当初予算で3千万円計上してある額と今回の962万7千円は全く別な工事での予算で契約したのかどうか、説明願います。

○議長（石田隆美智君） 環境衛生課長、浜川君。

○環境衛生課長（浜川浩一君） 7 番議員さんのおっしゃるとおり、清掃センターの改修工事につきましては、例年で、前年度に実施した設備保全管理支援業務委託、これで次年度の補修箇所を選定して工事を行っております。

今回新たに計上させてもらった工事につきましては、この委託が完了後に不具合が確認された修繕箇所となります。内容につきましては、電気集塵機と沿道ダクト内で破孔がちょっと確認されましたので、そちらのほうの修理と、あと、空気の予備機の空気余熱扉ですかね。あとは沿道ダクト扉の修繕となります。

以上、緊急的に修繕が必要となる箇所のため、急遽計上させていただきました。

○議長（石田隆美智君） 4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） 15ページの民生費のところの社会福祉総務費ですね。委託料のところでお伺いします。地域活動支援センター建設設計委託料1千万円の追加、当初1,500万円だったと思います。先ほど企財課長の説明で、設計の精査によってとあるんですが、この追加の説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） ただいまの4 番議員さんの質問にお答えします。

既に造成工事の設計のほうの入札のほうは4月に終わっておりまして、そちらのほうの業者さんのほうに、建築設計のほうを特命随契でお願いしようというような手続で今ちょっと動いてはいるんですけれども、当初1,500万円で見込んでおりましたけれども、現地調査等ありまして、当初の見積りよりも再度設計をし直していただいたところで、変更も含めて2,500万円ぐらいはかかるんじゃないかというような見込みの中で、今回1千万円の補正予算を組まさせていただいたというのが現状でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） その工事によつての単価とか、広さが変わるとか、何か変更箇所というのはどの辺になるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） 今回その当初と違うというのは、当初予算の段階では、令和2年のときに設計、建物の簡易設計を若干そのときをお願いしたときの設計の見積り金額に、当時との物価の差額を掛け合わせて1,500万円というようなところで、概算で要求させてもらったという経緯がございまして、今回実際に業者のほうで、造成のほうですけれども、決まって、建築も含めてという打合せの中で再度見積りをお願いしたところ、2,500万円ぐらいの見積りが出てきたというようなことでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） その下の民生委員・児童委員活動環境整備事業委託料、これ、新規だと思います。5万5千円、こちらの説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） こちらのほうの事業は今、7名の民生児童委員さん、見えるわけですが、村内の高齢者等、いろんな生活面で苦勞されている方を中心に、一応ケアのほうをしていただいているわけではございますけれども、昨今いろんな社会情勢とか、環境、いろんな方が見えまして、そういった方の相談事を受けることがよくあって、そちらの相談事に対応するために、弁護士に相談する業務が今回の事業になります。一応都の補助金のほうが10分の10について、55万円というようなことでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） ということは、こちらの委託料というのは、弁護士の費用という形でしょうか。環境整備とあったんですけれども、民生委員さんたちの環境、例えば何かタブレットとかを購入して情報共有をするとか、何かこういうものなのかなと思ひまして、質問させていただきます。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君） おっしゃるとおり、今回のこの事業につきましては、弁護士の相談業務で、実績に応じて請求していただくと。月に1件以上弁護士のほ

うに相談がメールでも電話でも何でもいいんですけども、あったら5万円を支給すると。
6月から10か月分ということで、50万円の消費税55万円ということでございます。

環境整備ということで、D Xのデジタル機器の関係の補助金もありますけれども、取りあ
えず、まだ民生委員さんのほうには相談は持ちかけてはちょっといないんですが、要望に応
じて今後そういったことも整備していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお
願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 歳出の11ページで、委託料200万円の追加になっているんですけど
も、これは当初120万円計上されています。この廃棄物処理委託料、本来ですと塵芥処理か
なと思ったりはするんですけども、この廃棄物の内容について、それも説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） この財産管理で上げた廃棄物処理委託料に
ついては、キュービクル内の使用済みトランスの廃棄委託となります。もともとキュービク
ルの部屋の中に3基、使用済みで交換したトランスを予備としてとっておいたものが3基あ
りまして、それを廃棄するに当たって、P C Bの含有の調査を行いました。うち1基が含有
物として認定されまして、その廃棄を正規にちゃんとするために計上してある予算となる
んですけども、令和7年度もこの予算を計上して、廃棄のチャレンジを3回しております。

廃棄の仕方としては、特別管理産業廃棄物に該当しますので、収集運搬の業の許可を取っ
た業者と委託契約を交わして、下田便経由で車ごと向こうから来ていただいて、その持ち込
んだ車にトランスを乗せて島外搬出するという廃棄のやり方となります。

海上の関係で、5月31日、それから12月4日、3月15日に予定をしたんですけども、3
回とも欠航で搬出することができなかったために、改めて今年度、早急にちょっと計上させ
ていただいたというものとなります。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 9ページの地方債のところです。緊急防災・減災事業債から防災・
減災・国土強靱化緊急対策事業債への変更なんですけれども、変更になった経緯と、この二
つの事業債の違いをお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） 地方債への組替えをさせていただいておりますが、今回、対

象事業は中学校体育館の空調機の工事でございます、今年度起債をするに当たりまして、東京都と起債計画の協議を行いました。

その中で、東京都からの話で、緊急防災・減災事業債ではなく、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債が適切であるという指摘を受けております。今回その指摘を受けまして、組替えという形で起債のほう、補正をさせていただいております。

また、それぞれの起債の種類の違いというか、でございますが、緊急防災・減災事業債につきましては、いわゆる交付税算入率が70%でございます。一方で、新たに借入れ計画としております防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、こちらの交付税算入率は50%でございます。

つまり、20%ほど算入率が下がる形ではありますが、公債費など本村の将来負担も見据えた上で、算入率がたとえ20%下がったとしても、単費で実施するよりも有利であると判断いたしまして、起債のほうの組替えをさせていただいております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 21ページ、水産施設費の備品購入費、よっちゃんれセンターレジ・券売機購入430万円、これはどのような仕様になるのか、説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、高橋君。

○産業観光課長（高橋基樹君） 今回購入する発券機、それからレジの仕様でございますが、1階のレジに関しましては、現在使っているようなレジを想定しております。2階の発券機につきましては、温泉にございます発券機を導入しようというふうに考えておりまして、キャッシュレス対応の機種でございます、それぞれ。現在は、現金はもちろんですが、クレジットカード決済、交通系の電子マネー、タッチ決済ですとか、モバイル決済、スマートフォンのバーコード、QRコード決済、そういった様々なキャッシュレスに対応しております。

お客様がご覧になる画面もカラーの画面となりまして、タッチパネルになりますが、メニューがとても見やすいものになります。また、多言語化対応ということで、日本語はもちろんですが、英語、韓国語、中国語、4か国語でございますが、多言語対応となっております。

キャッシュレス決済が当たり前となっている海外の旅行者に対しても、利用しやすい発券機であり、レジになっていると思っております。

また、1階と2階のレジの発券機と、それからレジと発券機を一体化させることによって、それぞれの階の売上げなどをクラウド上にて管理することができ、先ほど申しましたとおり、売上げの管理と経理、よっちゃんれセンターのスタッフの売上げ管理や経理事務の効率化を

図ることができる、そういったレジの導入となります。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 2階の券売機についてなんですけれども、キャッシュレス決済と多言語化というのは、よろしいかと思います。一番は、人手不足によって、以前の状態ですと、券売機で購入をして、これを職員の方、スタッフの方に渡して、スタッフの方がその場所まで配膳してくれるというような状況だと思うんですね。

今どこでもフードコートだったりとか、サービスエリアだと、もうスタッフはなるべく厨房から出ない仕組み、要は、注文をすると、それが厨房のほうに流れて、何番の方という表示が出て、それを取りに行くというようなシステムが普通かと思うんですけれども、こちらの券売機購入によって、そのような仕様に変わったりとかはあるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、高橋君。

○産業観光課長（高橋基樹君） 今ご指摘のあった、そういった仕様になるか、ならないかということ結論を申し上げますと、今回の購入では、内地のようなフードコートですとか、そういったところにあるような仕様にはなりません。

おっしゃるように、注文と同時に厨房のほうに自動送信をして、料理が出来次第、モニター等でお客様に料理の提供ができますよということでお呼びするような、そういったようなセルフサービスシステムを導入できれば、スタッフの軽減とか、人的ミスの防止につながるのかなというふうに考えております。

ただ、システム導入には維持費も発生しますし、メリット・デメリット、いろいろな角度を検討しつつ、何よりお客様、それからスタッフ方々の意見を伺いながら、今後も検討を続けてまいりたいと思いますが、現時点のオペレーションを考慮いたしますと、最も現実的な運用方法といたしましては、食券を購入すると同時に、整理番号付きの指示書というものを厨房内のプリンターというもので印字して、それを基にスタッフの方が調理を開始する。そして、料理が整い次第、口頭、声になってしまいますけれども、整理番号が書かれていますので、お客様をお呼びするというような、そういったシステムが一番今のよっちゃーれセンターのオペレーションに適しているのかなというふうに考えております。

この方法であれば、今回購入する発券機にプログラムを追加するですとか、専用の厨房内のキッチン用のプリンター、これを導入することで対応が可能ですので、よっちゃーれセンターのスタッフの方々と今後もさらに協議しながら、導入の検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（石田隆美智君） 質疑の途中ですが、ここで4時10分まで休憩いたします。

（午後 3時50分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午後 4時10分）

○議長（石田隆美智君） 教育課長、佐野君。

○教育課長（佐野弘明君） それでは、先ほど、2番議員からのご質問にお答えいたします。

鈴木テル子氏の作品数についてですが、現存しているもの全ての数は、これから新たに発見される可能性もございますので、ちょっと分からないところなんですけれども、今回、島内外から集めた作品をデータ化した数につきましては、資料館所蔵の絵画51点、人形が32点、生きがい健康センターで絵画が8点、個人所有のもの、こちら7点ございました。絵画が5点、人形が2点、それから大島老人ホーム、絵画13点、合計で111点の作品がこちらにございましたので、データ化しております。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 21ページで、先ほど4番議員も聞いたんですが、よっちゃーれセンターの券売機430万円あります。今1階のほうは週に1日休み、ところが2階のほうは週4日休みと聞いているんです。ということは、週3日しか営業していない。これが券売機を入れることによって、幾らかその改善がなされるのか。夏は、繁忙期は週3日ではなくて何日営業するおつもりなのか、その辺を簡潔にお答えください。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、高橋君。

○産業観光課長（高橋基樹君） 現在よっちゃーれセンター、1階は火曜日が定休日で週1回でございます。2階につきましては月曜日、火曜日、それから金曜日の3日が定休日となっております。

夏の繁忙期につきましては、これから協議をするんですが、現在スタッフがやはり少ないということで、なかなか営業ができない状況となっております。厨房の料理をするスタッフの方が少なかったりですとか、そういった状況で今、営業の日数が少ない状況が続いておりますので、夏の繁忙期、確定ではございませんが、休みの日、定休日を減らすような形で検討をしていきたいと思っております。

○議長（石田隆美智君） 2 番、清水君。

○2 番（清水勝彦君） 努力して、なるべく週に 1 日ぐらいの休みで、繁忙期がやらないと、食堂があそこにある意味がなくなってくるのではないのかなと思うので、話し合いをして努力をしてください。答えは結構。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第18、議案第33号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第19、議案第34号 「令和 8 年度東京都神津島村 国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健医療課長、渡辺君。

（保健医療課長・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第19、議案第34号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第20、議案第35号 「令和8年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長、田島君。

（福祉課長・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第20、議案第35号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎行政報告に対する質疑

○議長（石田隆美智君） ここで、村長の行政報告に対する質問がございましたら質疑してください。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 4月17日、東京都離島航路地域協議会（Web）で、村長の説明で、値上げについてのお話だったと思います。それは確かにありがたいことだと思います。それ以外に、今、東海汽船さんの昨年度、2025年の運休率をちょっと4月、5月、6月を調べたところ、やはり運休率が高くて、また、貨物線の運休頻度もしけによってなると。

そうなると、公共のインフラとしての住民が困ってしまうという状態が起きてしまいます。

この状態も、そのウェブ会議等で何かお話があったかどうか伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） まず、この東京都の離島航路の地域協議会、この中では、令和6年の5月に値上げをしますという実質の運賃の単価の値上げがあったわけですね。でも、それでは直接すごい負担がかかってしまうと、住民の皆様に。そういうことから、値引き率、住民の値引き率を35%であったものを40%にして、また、30%であったジェットフォイルを35%、では、2年間だけ、要は値引き率を上げたといいますか、やっていたんですけれども、もう2年間のその期限も切れて、また後はこの人件費とか、今のご時世の中の物価高騰を受けて、もうこれ以上はなかなか容易でないということから、また元の値引き率、島民割引ですね。これを戻しますよということなんですね。ですから、元の35%、そしてジェットフォイルは30%に戻りますということです。

それと、この航路に関しましては、毎年必ず2回、この地域協議会、東京都の離島航路地域協議会がありまして、その中で毎回話になっておりまして、以前にも、去年にも、いろいろ代替船の話とか、これ、国を絡めた、それで自衛隊の船を使ったらとかというような説明までしているわけですが、実際にはそれがまだ解決に至っていないというのが現状でございます。

それと、今回の連休中の本船の欠航ですか。1日、2日の日からの日の欠航と、また4日の日の欠航によって、お客さんも随分な影響を受けたということがあります。それと、貨物については、火曜日からたしか5日連続かな、火曜日ではない、たしか5日間連続で欠航になっております。これは貨客船、要はさるびあ丸ですね。さるびあ丸と貨物の組合せの中で、毎回毎回物資が運ばれているわけですが、その中で、さるびあが今ほかのほうの代替船に行っているというような状況から、毎日就航していない。

そのような状況の中で海が荒れて、専門の貨物船も来れなかったということで、私もその点は把握しておるところでございまして、また、それらについても、当然地域協議会の中で話はされているところでもございまして、そこら辺について今後も強く、やはりほかの町村長と含めて、一緒に要望といいますか、こういうふうに困っているんだよということを話していかなければいけないと、それを強く今また再認識しておりますので、今後も貨客船、さるびあですね。さるびあ丸含めて、しっかりと住民の足が確保できるような方向で、しっかりと話をしていきます。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 3月16日、東京都栽培漁業推進協議会（web参加）とあります。アワビ、サザエ、トコブシの放流事業をやると。利島だけは陸上養殖、これ聞いただけで成功

するのは利島だけだなど。どう考えても、アワビ、トコブシ、サザエの餌は、今、神津島の海の中にありませんよね。ないのは分かっているのに、努力で放流するのはいいけれども、餌のないものが生き残りませんから、今の島の現状ですよ。

できれば、こういうものを放流したら、半年後でも、1年後でも、どのくらい100まいたら10残っているのか、5残るのか分かりませんが、定期的に調査をしてほしい。私は漁師何十年もやりましたけれども、陸上養殖しか今の海藻がない状態では、幾ら海の中にまいても、これは無駄なお金としか考えられません。だから、こういうお金があるならば、テングサでも、いろんな海藻がありますから、そういうものを何とか今の水温高くても生き残れる方法、品種改良、これ、陸上では米でも麦でも何でもやっているわけですから、海の中の草も努力次第ではできるのかなと常に考えております。

すぐできることではないので、そういう意見もありましたということ、これから伊豆七島、東京都、国に対して話があるときには心にとめて、一つの意見として少しずつでも申し上げてほしいと要望しておきます。それだけです。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 黒潮の大蛇行によって、海藻であるとか、その海藻を餌にする貝類及びイセエビ等、これが壊滅的な状況になったことは皆様ご存じのところであります。そのような状況の中で、この海藻について、一番餌となる、元となる海藻について、何とか高海水温に強いものとか、いろいろそういうものを何とか研究してくれないかというようなことをもう何年も前から東京都にお願いしているわけでございまして、そのお願いしている中で、今そのような海藻を、テングサ、それとアントクメと、あとはイギスとか、何種類かの海藻を養殖できるような、今までやっていなかったんですね。それをやろうということで今、施設の改修をしておるところでございまして、また、これはブルーインフラか何かの海の要は栈橋ですね。この栈橋に海藻等が付きやすい構造物、もしくはその種がもう既に入った、海藻の種が入ったものを貼りつけるとか、そういうようなものも今検討されておるところでございまして、これは私のほうから去年もそういう実験的なものを神津島の栈橋で行いますよということを、皆さんにも報告させていただいたところでございまして、都のほうもいろいろな施策を実際行ってくれてというような状況でございまして、あとは、この黒潮の大蛇行が去年一応収束したということを受けて、これと相まって一緒に、相乗効果的に今やっているものと、また、この黒潮の大蛇行が遠ざかったといえますか、収束したことで、海水温が下がって、今している研究、テングサとかを育てる研究と、これが相乗効果でうまく前

の状態に、一年でも二年でも早く復帰できるようにということで、これは常々お願いしております。また、このことについては、継続して実施していきたいと思います。

ただ、あとこの稚貝の放流の件なんですけれども、この稚貝の放流の技術というのを、これは一旦やめてしまうと、なかなかまた元の状態に戻すというのが厳しいということでございます。

今実際に、ほかの県からそういう稚貝がないかということで、買い付けに来ているという状況がございまして、養殖の技術を絶やさないためにも今はやってもらっているというようなことで、私は続けてくださいと、このようにお願いしているところでございまして、これから海藻が、実際に栈橋の付け根のテトラポットには、去年とは比較して海藻がついてきていまして、明らかに海藻が確認されています。

ですから、これから完全に元の状態に戻るということは厳しいかもしれませんが、少しでもそれが前進していけるような方向で、これからも要望してまいります。

以上のような状況でございます。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） 4 月13日、防衛省陸上自衛隊東部方面総監部防災部一行来島とあります。村長の説明で、夏季の津波に対しての何か避難訓練等というお話だったと思うんですが、これは何か避難訓練等を行うというようなことなんでしょうか。説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） これは、4 月13日に来島して、自衛隊が主となって、ほかの我々とか、いろいろ東京都とかも協力して、前浜の栈橋を使って、この津波被害を想定した訓練を実施したいと。その中で、防災に関する啓蒙等も含めて、いろいろ展示品なんかもあるかもしれませんが、そういうようなことを実施していきたい。日にち的にはたしか21日から4日間、この間で訓練を実施するというところでございます。

○議長（石田隆美智君） 4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） これは8月21日からの4日間ということなのかというところと、7月なんですね。住民にどのように関わるのか、あったら教えてください。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） その点は、今月来るんだっけ、24、今月にまた打合せ兼ねて来ますの

で、これからの日程の中でどういうふうにやっていくかということが決まってくるものと思います。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） 陸上自衛隊の訓練になるんですけれども、村民を巻き込んだ全体的な訓練というよりは、趣旨としては、自衛隊が夏季訓練を実施した経験がないということで、あえて夏季の観光シーズンに訓練を自衛隊のほうから申入れをしていただいておりますということになりまして、メインでやる内容としては、物資の運搬訓練というのがメインになります。

ただ、先ほど村長が言ったように、詳細については、まだこちらのほうには来てはいないんですけれども、栈橋に自衛隊の船を係留して、船内の見学を一般村民向けに行うというような内容も予定というか、計画はしているという内容は聞いているんですけれども、詳細については、これから詰めていくという形になります。

ただし、7月21日から24日の4日間の間に来るという日程はもう確定していることらしいので、この期間に訓練ということになります。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

◎村長挨拶

○議長（石田隆美智君） ここで前田村長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、議長の承諾をいただきまして、ご挨拶させていただきます。

本定例会に提案された議案等は、農業委員会委員の任命、神津島村税条例の一部を改正する条例の専決処分ほか、計2件の専決処分、神津島村公の施設の指定管理者管理などに関する新たな条例の制定3件ほか、手数料条例等一部を改正する条例4件、職員住宅建築工事請負契約など契約関係が3件、一般会計補正予算（第1号）ほか2件の特別会計補正予算、合計16案件が上程審議され、原案のとおり承認可決していただきました。ありがとうございます。

話は変わりますが、昨今、世界各地での紛争や中東情勢問題の影響によりまして、

ガソリンとか、漁船をはじめ、ほとんどの物品、サービス料の高騰、私たちの日常生活に重大な影響を与えております。

このような状況の中で、私たちといいますか、東京都の町村会は、東京都の市長会と合同で、東京都知事、そして都議会の各会派、5会派にこの物価高対策に対する要望書を提出したことをここで報告させていただきます。

さて、いよいよ本格的な観光シーズンを迎えることとなります。先般のゴールデンウィークは悪天候により船便の欠航が相次ぎ、また、貨物関係も4日間連続して欠航、食料品をはじめ、日常生活にも影響が出たところでございます。

海上航路、これは航空航路もそうですが、島住民の日常生活や地域経済活性化に不可欠な交通網となっておるところでございます。これらの重要な交通網確保のために、東京島嶼全体一丸となって、国や東京都に対し、要望活動を継続実施してまいります。協議会等も毎年2回以上開催されておるところでございまして、これを継続してまいります。

神津島村の日常生活の安定、さらなる活性化に向けて取り組んでまいりますので、村議会議員はじめ地域住民皆様のご理解、ご協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

お時間いただき、ありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（石田隆美智君）　　ここでお諮りします。

本定例会の会議に付された案件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　　異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで会議を閉じます。

令和8年第2回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　4時38分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 8 年 7 月 1 0 日

議 長 石 田 隆 美 智

署 名 議 員 関 真 樹

署 名 議 員 中 村 親 夫

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和 8 年第 2 回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
同意第 2 号	神津島村農業委員会委員の任命について	8. 6. 11	原案同意
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて	〃	原案承認
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて	〃	〃
議案第 23 号	神津島村手数料条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案第 24 号	神津島村公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例	〃	〃
議案第 25 号	神津島村高齢者生活支援ハウス設置及び管理等に関する条例	〃	〃
議案第 26 号	神津島村地域活動支援センター設置及び管理等に関する条例	〃	〃
議案第 27 号	神津島村生きがい健康センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第 28 号	神津島村老人福祉館設置等に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第 29 号	神津島村介護保険条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第 30 号	職員住宅建築工事請負契約	〃	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 年 月 日	審 議 結 果
議案第 3 1 号	温泉 6 号井新規掘削工事請負契約	8 . 6 . 11	原 案 可 決
議案第 3 2 号	霊柩車購入契約	〃	〃
議案第 3 3 号	令和 8 年度東京都神津島村一般会計補正予算（第 1 号）	〃	〃
議案第 3 4 号	令和 8 年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	〃	〃
議案第 3 5 号	令和 8 年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃	〃